

平成25年 2 月25日第 1 回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。（第 2 日）			
出席議員 (10名)	1 番 原 田 希	2 番 寺 崎 太 彦	3 番 橋 本 重 雄
	4 番 碓 勝 征	5 番 林 眞 敏	6 番 松 田 俊 和
	7 番 岡 光 廣	8 番 吉 富 隆	9 番 中 山 五 雄
	10 番 大 川 隆 城		
欠席議員 (0 名)			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平	教 育 長 矢動丸 壽 之	
	会 計 管 理 者 原 楨 義 幸	総 務 課 長 池 田 豪 文	
	企 画 課 長 北 島 徹	税 務 課 長 白 濱 博 己	
	住 民 課 長 江 頭 欣 宏	健康福祉課長 岡 義 行	
	振 興 課 長 兼 農業委員会事務局長	生涯学習課副課長	江 崎 由起子
	教 育 課 長 小 野 清 人	文 化 課 長 原 田 大 介	
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 鶴 田 良 弘	議会事務局係長	石 橋 英 次

議事日程 平成25年2月25日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第1回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
1	5番 林 眞 敏	1. のらんかいバスの運行経路変更について 2. 小学生の通学安全確保について 3. 災害時要援護者の避難計画はどうであるか
2	8番 吉 富 隆	1. 今後の農業について 2. 小・中学校児童生徒の健康管理について 3. 農業集落排水事業について
3	3番 橋 本 重 雄	1. 町長在任4年間の総括について 2. 町づくりについて 3. 情報発信「カミング上峰」について 4. 役場職員、嘱託職員、臨時職員の採用について
4	2番 寺 崎 太 彦	1. 買い物支援サービスについて 2. 消防防災について
5	1番 原 田 希	1. 子育て支援について 2. 町の活性化について

午前9時30分 開議

○議長（大川隆城君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（大川隆城君）

日程第1. これより一般質問を行います。

通告順のとおり、5番林眞敏君よりお願いいたします。

○5番（林 眞敏君）

皆さんおはようございます。5番林眞敏でございます。一般質問、私は今回3件質問をさせていただきます。中でも、まずその1は、地域住民のこと、その2は、小学生の交通安全、学校への通学安全、3項目は、災害時の要援護者の福祉について、以上3件でございます。今から入ってまいります。

質問事項その1、のらんかいバスの運行経路変更について。質問要旨は、乗降者人員の把握は。これは通学者除く。資料があればということでしたけれども、資料がないということです。これは省略をいたします。

中の尾団地内の通行、住宅内について、住民のニーズを把握しているか。これは中の尾団地の入り口から中の尾団地の公民館の間を、ほかに通路があるにもかかわらず中の尾団地内の住宅街、狭い道路の中を通行していると、これについて地域の住民はそこを通っているわけ。うるさいじゃないかと。何とかしてくれないかというニーズでございます。

次に、停留所の変更はできないか。今申した件について、停留所を変更すれば経路も変更できるんじゃないかということで、その1つとして、高齢者の比較的多い桜ヶ丘団地付近、あるいは町道井手口団地線と坊所城島線の三差路付近、町道井手口団地線というのは、34号線の警察の派出所から南へ下がって城島線とぶつかるこの道路であります。

質問事項の2、小学生の通学安全確保について。これは、私はずっと小学生の安全については以前も多々申ししておりましたけれども、今回もそれに沿った形です。

小学校正門前の歩道が狭過ぎる。これは約1メートルですね。私は以前、学校安全パトロールというのに従事しておりましたけれども、この際も子供たちの下校時、非常にあそこは危険というのを十分に承知して、その件についての問題がある。ひかり保育園の前。

次に、交通安全に対する認識はどうであるかということで、これは特に今回は質問事項には課長と書いておりますけれども、新任、新しい教育長の目であれば非常にまだ目が輝いており、あるいは過去のものはないと思いますので、そのあたりもちょっと質問させていただきたいと思います。

その3、拡幅等の計画はあるのか。約1メートルぐらいしかない歩道で子供たちが通学している。車道ではどんどん車が通っていると。これで安全が確保できるのだろうか。今まで尼崎（50ページで訂正）でも同じような事件が発生しているということに関連してでございます。

3項目、災害時要援護者の避難計画はどうであるか。

1、人員は的確に把握されているか。先日、佐賀新聞に要援護者の実態というのが出ておりました。上峰にも二百数十名、あるいは少ないところでは要援護者1名というところもありましたけれども、このあたりについて質問したいと思います。

どのような避難支援体制になっているか。

次に、防災計画へのきめ細かな反映は可能であるのか。これは特に総務課正面と健康福祉

課、この両面からの問題であると思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上、大項目 3 件について私の質問をさせていただきます。

○議長（大川隆城君）

傍聴席の皆様をお願いをいたします。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにしてもらいたいと思います。審議中にそういう音が入りましたら大変議員迷惑いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず最初に、5 番議員の最初の質問、のらんかいバスの運行経路変更について、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（岡 義行君）

皆様おはようございます。私のほうから、1 項目めののらんかいバスの運行経路変更についての 1 番目、乗降者人員の把握はということで答弁させていただきます。

まず、のらんかいバスの利用人員全体につきましては、平成23年度、北回りで一般が3,399名、南回りで一般で4,926名、なお、24年度、今年度の上半期、北回りは1,951名、南回りで2,554名の利用者がっております。なお、中の尾団地入り口のバス停につきましては、通院、あるいは買い物などで1週間に二、三名程度の乗りおりがっているようでございます。

簡単ですけれども、以上で答弁を終わります。

○5 番（林 眞敏君）

確かに1週間に二、三名、間違いないと思います。私も時々ではありますけれども、あそこは自宅から近い関係上、見ておりましたら、第1便に小学生が1人、小学生は、私の聞いているところによると、あの地域は徒歩通学だと思っていましたけれども、小学生が1名バスに第1便じゃないですね。第2便ですね。第1便は通過しますので、第2便で乗っておいりました。そのほかずっと観察しておりましたけれども、まず、ほとんどと言っていいほど乗車人員はいないですね。いないのであれば、もう少し利用ができるようなところに変更すべきじゃないですか。先ほども申しましたけれども、年齢構成上、桜ヶ丘団地が年齢が高いと。しかしながら、若干、停留所の停留状況に問題があるなということも思っております。

さらに、現在の経路は、井手口団地線ができる以前に既にあったのではないかと。井手口の中の尾団地の三差路までに、城島線に貫通する以前からあの経路はあったのではないかと思っています。であれば、ニーズに応え、または住民の騒音環境等を考慮すれば、これは私のみでなく誰でもこれは簡単に思うはずですね。ただ、路線の変更というのはいろいろ運輸局ですか、こういう関係もあると思います。が、騒音問題、また現在通っているのは1日8便ですね。1日8便が通っており、そして団地の中の道路にはマンホール等、あるいは消防の消火栓等があり、バスが通るたびにがたんがたん、ちょうど鉄板ですから、たたいて音がする。さらに、あの団地線の中には、城島線から団地線に入るのは上り、そして次は下り

と、どちら側から来ても上り、上りはバスは吹かしていきます。さらに地域住民はそこでまたうわっと音が聞こえると。東から来ても西から来ても同じような状況です。これは地域住民の方から恐らく役場のほうにも苦情は来ておろうと思います。どのくらい苦情が来ているのかちょっと聞いてみたいと思いますけど、よろしくお願いします。

○健康福祉課長（岡 義行君）

苦情という話がありましたけれども、最近、その経路の近隣の方より1件、そういうふうな騒音、あるいはマンホール等で音がすると、吹かしているというような苦情は1件あっております。

以上です。

○5番（林 眞敏君）

現実には行政の方もよく承知されていると思います。これで、この団地の中を走る必要性があるのか、あるいは変更できるのか、これについてお伺いしたいと思います。これは総務課長ですかね。どちらですかね。よろしく。

○健康福祉課長（岡 義行君）

ただいまの質問なんですけれども、変更できるかというようなことでありますけれども、3番目の項、停留所の変更はできないかというようなところだと思うんですけれども、まず、このバス停につきましては、井手口の中の尾団地の入り口と集会所前バス停があります。その集会所前バス停と団地入り口を結びますと、今の路線というのが現在の状況的にはいいかなと。住民の利便性ですね、先ほどの利便性、あるいはバス停の設置場所の安全性を考慮しますと、現バス停のほうで考えております。

また、この3番目の項でいきますと、桜ヶ丘の団地付近ということになりますと、あそこ県道が走っておりますけれども、非常に交通量が多いところなので、そこに持っていきますと安全性、あるいは先ほどの経路からいきますと、あの桜ヶ丘団地付近から集会所を通りますと、現在の経路が最適ではないかと考えておりますし、また、もう1つの議員提案の三差路付近になりますと、住民の利便性から考えますと、ちょっと三差路付近では住民の利便性が難しいのではないかと思いますので、今現在の部分で考えています。

なお、変更はできないかと言われますと、一般的な経路でいきますと、まず町の地域公共交通会議、こちらのほうで諮りまして、警察署、あるいは国交省のほうに申請をいたしまして、許可を得て変更は可能であるということでございます。

以上です。

○5番（林 眞敏君）

変更は可能だということで聞いております。確かにこれは私だけでなく、行政の担当者の方もどの人も同じ感覚を持ってあると思います。なぜあの広い道があるのに、そこは通らないのかと。そこを通すためには当然停留所は少し動いてもらわなければいけない。利便性

といって週に二、三名乗車している利便性、それとあの中を、現実には中尾団地の2班と3班という班の間の道ですね。この道を、狭い道を人も出入りする、車も動く箇所もある。上り、下りで騒音はさらに大きくなる、マンホールを踏めばがたんがたん音がする。運転手にしても恐らく同じだと思います。わざわざあの狭いところを曲がって行って上って行って、どこから人が出てくるかわからない、そこを通過してまた曲がって行ってというところを通るほうが運転手としての疲労が変わるのか、あるいは真ん中の中尾団地と坊所城島線に行く、この道を広い道を引き返して次の停留所まで安全に行くことが大切なのか、そのあたりを大きく考えればやっぱり停留所は動かしても幾らですか、200メートルぐらいですかね。200メートルぐらい動かせば何とかなる。桜ヶ丘は今課長が言いましたように、確かに車を団地内に1回入れるとまたバックしなければいけないと。坊所城島線の上に停留所を設けると交通の阻害になると、これはあります。しかしながら、あの団地の中を通ることのメリットは私は一つもないと思います。デメリットはたくさんあると思います。できるのであれば当然、行政としては過去つくったものをそのままがんにがためにそのままにしておきたいということはあるでしょうけれども、住民のニーズに応えるということであれば、柔軟にしてさらによい方向を求めたほうがいいのではないかと、このように思っていますが、いかがでしょうか。

結べば一番近いのは私でもわかります。しかし、その弊害があるから言っているんです。

あそこには団地の中に入ると何軒ですかね、30軒ぐらい——30軒はないですか。20軒ぐらい道路の左右に住宅がありますね。それをわざと通らなければいけないのか、そこに騒音をまかなければいけないのかと。碓地区とかそのほかのところで迂回路がないところは、これはやむを得ません、狭くても注意して通っていただかなければならないんですけれども、この団地の中にはほかに通路がないわけじゃない。さらにほかの通路のほうがはるかに広い。交通量も歩道もしっかり完備をされている道がある。運転手も通行しやすい。何もマイナス要因はないと思いますけれども、もう少し思考を柔軟にしていっていただきたいと思います。私の言っていることがおかしいのであれば、もう一度回答をお願いしたいと思います。

○健康福祉課長（岡 義行君）

先ほどから利便性、あるいは経路等を考えてという部分で申しておりました。その件で例えば、坊所城島線の県道のどこかに住宅の近くに設置をしますと、今度はもし団地内を通らない経路でいきますと、先ほどの三差路を回って中の尾集会所に行く、あるいは集会所からまた桜ヶ丘団地、あるいは中の尾団地の横の県道城島線のところに行くということで、経費的にも1日先ほど8便、朝のうちは2便通学のほうで出ておりますので、1日7便出ておるんですけれども、その分で1キロ距離がふえますと1日7便ですので7キロ、往復でいきますと14キロ、それを年間でしますと燃料的な経費的にも高騰していくという部分があります。できるだけそういうふうな最短の、住民に若干の御迷惑はかけるとは思うんですけれども、最短の経路を考えながら現在の経路が出てきていると思われま。

以上です。

○5番（林 眞敏君）

同じようなことの繰り返し、なかなか接点が見つからないようなんですけれども、まず調査をやってみてはいかがでしょうか。そして、今の団地内の線については、これは余りにも固定概念があり過ぎと思います。あの大きな井手口ですかね、団地線、これができる以前の経路ではなかったかと。今このような問題が出てきているのであればほかの路線も考える。距離は1キロも延びはしないと思いますけどですね。1週間に2人乗るのが利便性なのか、あるいは騒音をばらまくのがマイナスの利便性なのか。住民のニーズに応えるということは、週に2人の利便性か、多数の住んでおられる方の騒音苦情かというところをはかりにかけたらどうであろうかと。そのはかりの重たいほうをとるのが行政であると思います。それは、確かにたくさん乗れば利便性なり、そういうものも福祉の面からも出てくるとは思いますけれども、先ほど課長の報告では1週間に2人、この乗車人員を確保するために数十世帯の朝晩8便通るこのバスの音を我慢するのか、このあたりだと思いますけど、これはもちろん行政の担当者にはなかなかわからないけど、我々一般住民とすれば、ごく当たり前のことだと思いますけど、これについてなかなかそうじゃないという答えはないと思いますが、もう一度利

便性か、住民のニーズをしっかりとわかっているか、これについてお願いしたいと思います。

○健康福祉課長（岡 義行君）

まず、第1点目の住民ニーズの件なんですけれども、これは2項目めの中の尾団地内の通行についての住民ニーズを把握しているかということなんですけれども、住民ニーズ等については調査は行っておりません。ただ、運転手にもそうなんですけれども、中の尾団地に限らずにそういうふうな民家に面したところを通るときには、できるだけ振動はしないように、あるいは騒音には気をつけてくださいということで運転手も走行されていると思うんですけれども、こちらのほうもそういうふうに指導はしております。

1週間に二、三名程度の利用がある部分と、そういうふうな道路に面したところの騒音等の苦情の部分につきましては、こちらとしましてもそういうふうなバス停に乗られる方がいらっしゃる、二、三名程度でもそういうふうな利用されている方がいらっしゃる、そういうところを極端な話、切るということは、なかなか1回そういうふうな運行でしている部分については難しいのではないかと思います。そのバス停を動かすという部分も適当なところがまたあればいいんですけれども、先ほど言ったように中の尾団地の入り口のほうも一般の方の利用者がある。あるいは登校、下校の利用者もある。集会所のほうも、これは登下校はそんなにはいないんですけれども、たまに一、二名ぐらいいは乗られているみたいです。集会所の一般の方は余り現在のところないというふうに聞いております。そういう状況で、両バス停とも若干ではありますけれども、利用はあっているというところを変更するというようなことについては、今の利用者のほうから考えますとなかなか難しいのではないかと、こちらのほうは認識をいたしております。

以上です。

○5番（林 眞敏君）

難しいと言われるのは、何をもって難しいのか。乗る人がおられるから難しいのか、あるいは路線を変更する手続が難しいのか、このあたりがよくわかりません。まさかその人を私は週に二、三名の人を切り捨てるということを言っているのではありません。200メートルほど歩いていただければ停留所はありますと。その三差路付近に停留所ができないということは、井手口中の尾団地の集会所ですか、あそこも条件は同じではないかと思います。同じ町道の中の2つ停留所があってもこれはおかしくはない。そして、現に公民館の前には停留所がある。東側に城島線に近いところに停留所はつくれないというのはちょっと余りわかりませんが、城島線につくれと言っているわけではありません。中の尾団地入り口の停留所を少し南側に移していただく。そうすると全てが、桜ヶ丘団地からは少し遠くはなれると思いますが、住民のニーズからは十分に解決できる問題であると思いますが、できないというのは、極端に言ったら、うるさいけど我慢しろと言っていることと同じだと思います。現に私のところは1軒後ろ側ですけれども、通れば通るたびに私のところでも、あっ、またバ

スが通ったということは家におれば感じております。運転手にあそこは静かに通ってくださいと言っても、運転手はどうやって静かに通るんです。上りは上りとして走らにゃ、もちろん団地の中をぶっ飛ばして走るということはしてはいません。しかし、最小限、上りは上に勝てるだけの馬力をもってバスは運行するでしょう。それを静かに走りましょうと注意はしておられるでしょうけれども、これをできないというのは私は、言うてはいけませんけれども、行政の怠慢だと思います。もう少し柔軟にニーズを把握し、乗降者の方を余り長距離動かさないということについては、たった私が——たったではないですけど、200メートル歩いていただけませんかということを言っているわけです。その人たちを全く切り捨てると言うことを言っているつもりじゃありません。

○議長（大川隆城君）

答弁は要りませんか。（「担当課がなければ……」と呼ぶ者あり）

執行部、答弁いかがですか。

○町長（武廣勇平君）

5 番林議員ののらんかいバスの運行経路変更についての御質疑でございます。

今、担当課長との議論を聞いておりました。今のこのバスの運行経路に係る視点は3つほどあるかと思います。まず、運行における交通の安全を考える視点、また次に、利用者の利便性を考える視点、そして騒音防止を考える視点ということで、まず1つ目の運行における交通の安全の視点というところから申し上げますと、先ほど担当課長が申し上げましたとおり、今のこの運行経路が最適だという判断になると思います。

次に、利用者の利便性を考える視点ということで申しますと、中の尾団地入り口の、議員が御指摘の停留所の設け方をどこにするかということが、仮に三差路であれば、今、乗降されておられる利用者の方の視点から考えれば利便性は、その部分だけはマイナスになるということであろうと思います。

最後に、騒音防止を考える視点については、議員が今御紹介いただきました住民の方の御意見ということですが、私も承知いたしております。バスのアクセルの踏み方等の抑制だけではなく、その住民の方はマンホールがございまして、家の前の、林議員の少し10メートルぐらい南側になると思いますけど、マンホールがございまして、そこのマンホールをバスが通行する際に大きな音がするというところで、これについては今後の対応が必要とされてくるだろうというふうに考えているところでございます。

今、課長が申しました難しいという意味は、決して路線の変更手続等が難しいということではなく、以下の3視点の考え方からすれば今のルートが最善で、その中で騒音防止については対応可能かなということでもございますので、また利便性を考える視点は、林議員は今のルートよりも南側の三差路付近、もしくは別のところでしょうか、そうしたところに停留所を設けることが利便性が高いとお思いでしょうけれども、この点は区長様初め地域の皆様、

また地域公共交通会議等で検討しながら、議論をしながら結論を導いていく必要があると考えております。

以上です。

○5番（林 眞敏君）

ぜひこの件については執行部のほうの方々でいい知恵を出して、現在よりも前に進むような方法でもって検討していただきたいと思います。私は、あくまでも申し上げますけれども、わざと中の尾団地の中を通す必要性はないのではないかと断言しております。町長も今答えていただきましたように利便性、そのあたりを分析していただいて、果たしてこれが利便性なのかどうかということも総合的に検討していただいて結論を出してもらいたいと思います。ただ、利便性がいい、これで何も考えなければ一つも前には進みません。

確かにマンホールのはしめは、それはマンホールのはしめかも知れません。しかし、そのほかの方は、私の家でさえ、離れている家でさえ、バスが通ればバスの音が気になるくらい聞こえます。あの道は、あのバス以外大型の車は通ることはありませんので、すぐ直感しますけれども、ほかの大きな車が通れば恐らくそれも気がつくでしょう。ほかの車は通っていないので、のらんかいバスだけが通っておるという経路で、この経路が果たして、距離的にいいのはこれは誰でもわかります。あるいは経路を変更すればほかの手段もあると思います。これは議論してもここでもうどうにもならん。ウサギと亀の追っかけっこやろうと思いますので、ぜひとも検討していただいて前に向かっていただきたいと思います。このまま何もしないのであれば何も変化はありませんので、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。小学生の通学安全確保について、執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

皆様おはようございます。私のほうからは、小学生の通学安全確保についての1番目の小学校正門前の歩道が狭過ぎるという質疑に対しまして答弁申し上げます。

歩道付近の考え方でございますけれども、道路構造令から言いますと、歩行者専用道路、要するに歩道につきましては2.0メートル以上と、自転車、歩行者道については3メートル以上となっております。これにつきましては今、歩行者専用道路、要するに歩道が設置されておりますので、2メートル以上が必要な幅員かと思っております。歩道の幅員を決めます専用幅員等の考え方につきましては、歩行者幅が0.75メートル、自転車が1メートル、車椅子について1メートル、つえを持った人については1.2メートルという有効幅員の基準が決まっております。そういう中で、歩道幅員の2メートルというのは、車椅子の方が2人対面することが出来る最低限の2メートルということになっているようでございます。また、自転車・歩行者専用道路につきましては、自転車1台分が走行できるように、それに1メートルプラ

スの3メートル以上ということになっております。

そうということで、議員質疑の小学校正門前につきましては、先ほどから言われているとおり幅員が1メートルの歩道であります。これは歩行者でさえ対面して2人が歩けない状況になっております。特に小学校の正門付近につきましては、朝夕の登下校の時間帯において歩道としての安全確保から申し上げますと、最低でも道路構造令によります幅員2メートルは必要かと思っているところでございます。

以上です。

○5番（林 眞敏君）

今、課長の言われたそのとおりであろうと思います。現実はそのではないと。教育長も教育行政に携わっておられるので十分承知しておられると思いますけれども、私は、上峰小学校の通学環境は他の小学校に比べて相当悪い、劣悪と言ったらちょっと言い過ぎかも知れませんが、そのような状態ではないかと思えます。どこの学校に行ってもやっぱり正門前にはそれなりの安全用のスペースというんですかね、そういうものがあります。上峰小学校は全くないですね。先日、正門はつけていただきましたけれども、正門を出ると若干の下り、幾ら先生方が注意しても子供は自分の衝動感で走り出します。走るなどってとめるのも大変なことです。

以前、先ほども言いましたけれども、学校安全パトロールをやっておりましたけれども、この学校安全パトロールが生まれた要因も、とにかく子供の安全を確保するということが大前提で生まれて、それなりにパトロールをやっておったわけです。私どもも特に下校時には正門の前に2人必ずついて子供たちを家まで送り届けることはできませんけれども、通行する車両から身を守るためにやっておりました。しかし、出ていったところは1メートルの歩道、手前になく一方にしかない歩道ですね。これではやっぱり子供の安全、現在までは事故は起こっておりませんが、状況は先般の尼崎（50ページで訂正）の道路で起こったようなのと同じような感覚の道路だと思います。側道ではないんですけれども、いつ起こるかわかりません。

通行される方々は、近くの方であればある程度安全に配慮しながら運転していただけるでしょうけれども、南北に交差する道路、そしてまた、現在では、小学校の正門の前には、横断歩道あり、あるいは速度を減速してくださいという交通標識もないように見受けられます。対策はせずに安全を確保するというのは、これはちょっと大変なことだと思います。まず、できるか、できないのか、今、振興課長おっしゃいましたけれども、問題であるという認識は持っておられます。現実には何らかの対策はできないのかと、私は、次の質問で言いますけれども、子供の安全に対する危機管理意識、これについてはどのように思っていますか。教育長はちょうど着任して新しいからまだ違う視点で物を見られる目を持っておられると思いますので、我々は長いことそこにいればついついそれになじんでしまって、問題意識が薄れ

てしまいますけれども、まだ教育長は新しいので、ぜひともちょっと現在思っておられる感覚を話していただきたいと思います。

○教育長（矢動丸壽之君）

おはようございます。今、御指名を受けましたので、お話をさせていただきます。

5番林議員さんが申されますこと、昨年の4月の亀岡市の小学生の重大な事故がありまして、先般、判決が出て、5年から8年という、遺族の方からするとまだまだ不本意な形で出ているわけですが、そういう事例を考えてみますと、上峰小学校、あるいは中学生徒も同じですが、いつそういう事例に巻き込まれない、そういうことは言えない、そういう危険性を持った日常、毎日を送っているということを認識しております。一刻も早く子供たちの安全性については考えていかなきゃいけないと思います。ただ、それに伴いましては、先ほど振興課の話もありましたけれども、幅員2メートルほど欲しいということでありますが、現実的にそれをどのように解決していくかということはこれから真剣にやっていかなきゃいけないと思っています。

以上です。

○5番（林 眞敏君）

3番目に質問しました拡幅等の計画はあるのかということについてお伺いをします。

まず、町として優先的に、あるいはこうしようという計画はあるのかということについて、私は申し上げますとまだ腹案は持っております。失礼いたしました。先ほど私、「尼崎」と言いましたけれども、「亀岡」でございました。これは訂正させていただきます。

拡幅等の計画はあるのかということについてももう一度。例えば、今、三上地域には川に暗渠化して拡幅しておりますですね。このようなことはできると私は思いますけれども、場所的には消防団の第3部から八谷商店に至る間ですか、そこまで行かないですか、そのあたりがちょうど学校の南北という地域には、あの溝を上からふたをすれば拡幅できるんじゃないかということも考えております。いかがでしょうか。

○振興課長（江崎文男君）

私のほうからは、3番目のほうに質疑があります計画についてということでお尋ねについて回答いたします。

今現在、この路線につきましの交通安全上の歩道設置の計画はございません。ただ、先ほど申されたように、その歩道のところには水路等がございます、私たちも一応現地は既に確認をとっているところでございますが、その水路にふたをかぶせるという方法的なものとは歩道としてはございません。その中で、ただ、今現在も実際南のほうについては、その水路を利用したところのボックス型において歩道を設置した箇所もございます。それが1.2メートルぐらいあるんですけれども、ちょうど小学校の前あたりについては、まだそのような設置はされてないんですけれども、現場を見ていただくとわかるんですけれども、もともと

小学校正門前の道路幅員については非常に狭いものがございます、今現在、車道としても4メートルから5メートルという中で、その水路に先ほど言いました歩道がはみ出して設置されているところがございます。よって、その水路上に歩道をつくってもなかなか2メートル以上の歩道ができないというのが現状でございます。そうなりますと、どうしても学校側のほうに道路を広くするというような方法になりますけれども、それについては小学校の用地並びに隣接しますところの民有地の家屋等の用地、または補償がどうしても出てくるような形になるかと思います。ただ、水路上を利用したところでの歩道設置については、それはもう今後考えていかねばならないところだと思っているところでございます。

以上です。

○5番（林 眞敏君）

上峰の人口は、ころっと変わりますけれども、1万人弱、そして、なおかつ町長は、若い人が非常に多い町であるということは承知をしております。しかしながら、その対策、若い人が多い、子供たち、これから大きくなっていく子供たちに対する安全、安心、このような配慮は私はほとんどないと。若者に力をつける施策というものがちょっとこの町は弱いんじゃないかと思っております。確かに若者が多くなる、それはありがたいことでありますけれども、あるいは健康管理面の予算あたりはつきましたけれども、この交通安全、学童に対しての施策というものが非常におくれていると私は思っております。

2年前の一般質問でも申しましたけれども、外柵はどうなっているのかと。ゴルフ場のバックネットを外柵に使っておりますと。ひょっとあければ幾らでも出入り、はい、御自由にどうぞと、これほど安全な町ですと言わんばかりに何もされておられません。やっと今回、正門が扉式でできました。

1週間ぐらい前ですかね。役場に来て、その足で小学校に寄りまして、小学校の正門前の駐車場に入れて、それから用務室に行って、また出てきたら、車がそっと入ってきて、何をしているのかと思ったら、車をとめてそのまま正門のドアをがらがらとあけて、ひかり保育園に入って行って、帰ってくる。それが昼間ですね。ということは、通行は御自由にどうぞと、扉もなっているわけです。用を足して保育園のお母さんはまた出ていくと。やっぱり学童に対する安全、これは将来の上峰の力になるもの、これをしっかりと、過保護はいけませんけれども、やるべきところはやってあげるのが、これが行政だと思います。もちろん事業には優先順位はありましようけれども、これをぜひ上げていただきたい。今、振興課長は、現在のところは計画はないと言われた。計画をしていただきたいと思います。

さらに、拡幅について話しましたら、ちょっと用地買収大変だと。確かにそれは大変だと思います。私であれば、現在の通行している車道を小さくしてでも歩道を大きくするというほうがまだ実行可能な施策ではないかと。あそこは車道を広くすればするほど車の往来はスピードを出す。狭くすれば車もそれなりのスピードでしか走らない。それよりも車道を少し

狭くしてでも歩道を広げてやるというぐらいの考え方が欲しいと思いますけれども、いかがでしょうか。余りこの質問ばかりすると次の質問ができなくなるといけませんので、とりあえずは今の件について答えたい。

○振興課長（江崎文男君）

私のほうからは、議員おっしゃられました車道を狭くしてでも歩道の確保をということですが、要するに道路管理する担当としては、あくまでも基本的には道路構造令というものがございまして、車道を狭くしてまで歩道を広くとるということについてはなかなか難しい面があるかと思っております。あくまでも計画を練るとしても総合的に道路の歩道、車道を総合的な感覚からの計画をしていくというのが基本になっておりますので、車道を狭くしてでも歩道の確保ということについてはなかなか厳しいものがあるかと思っております。

以上です。

○5番（林 眞敏君）

法令上困難であれば、とりあえずはやむを得ない。将来に向かって検討できるのであれば検討していただきたいと思っております。

そのようなことをやってもまだできないのであれば、これは正門を南側に移すということも考えなければいかんと思っております。これはとっぴな案かもしれませんが、やはり物事を考えようとすれば、安全を追求しようとするれば、正門は現在の正門でなくてもいいと。南側に正門を持っていくという案も浮かび上がってきますけれども、これは非常に私としても案としては出せますけれども、実行的にはいかがなものか。検討できるものか、あるいはそうでないものか。これについて教育サイドか、あるいは振興サイドかどちらでも結構ですが、本来の気持ちを聞かせていただきたいと思っております。

○教育長（矢動丸壽之君）

5番林議員のただいまの質問に私なりに考えを述べさせていただきます。

南門にといいますと、今、学校前を登下校する児童は大体、上坊所、それから下津毛付近の子供さん、三上の方も若干おられると思っております。その方たちで南門というと、どこを通ってくるかということになってまいります。したがって、今のお答えであれば、北門であれば何らかの方策も考えられるかなというふうに思っております。

以上です。

○5番（林 眞敏君）

失礼をいたしました。北門であります。

○教育長（矢動丸壽之君）

ただいまの北門の場合につきましても、であれば、どのルートをとるかということも慎重に検討しなければいけませんので、北門が最適であるかどうかということについては、ここでは答弁は控えさせていただきます。

以上です。

○議長（大川隆城君）

お諮りをいたします。

5 番議員の一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって10時45分まで休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

5 番議員の3 番目の質問であります。災害時要援護者の避難計画はどうであるかという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（岡 義行君）

私のほうから、3 番目の項の災害時の要援護者の避難計画はどうであるか。その1 つ目の、人員は的確に把握されているかというような質問に対して御答弁を申し上げます。

まず、この人員把握につきましては、平成22年の1 月に要援護者の登録の名簿の呼びかけを全住民を対象に回覧でいたしまして、区長さん、民生委員さんを通じて希望者の訪問調査を行い、その後も、現在もなんですけれども、随時、民生委員さんたち等の訪問などで登録をされております。なお、現在216名の登録がされており、そのうち独居世帯が128世帯、高齢者世帯が50世帯あります。なお、今後もその民生委員さんたち等の訪問で、希望されれば登録をされ、また以前の全戸回覧から約3 年ほど過ぎておりますので、再度、全住民に広報紙等で登録の呼びかけをしまいたいと思っております。

以上で終わります。

○5 番（林 眞敏君）

この分野は、私の得意とする分野でありますので、特に、私は健康福祉という面にとらえているわけではなくて、防災という面でこの問題をとらえました。今、健康福祉課長から数を提起されました。これは先日の佐賀新聞にも掲載されておりました。課長は今、216名と言われましたけれども、この新聞記事では226名ということで、10名の差ということは、それだけ登録をされていると思っております。

ただ、これは皆さんも十分嫌というほど承知されておると思いますけれども、個人情報というものが保護されていると。個人情報保護でなかなかこれは入り込めない領域はあるとい

うことは承知しております。私どもも防災士として毎月研修をしておりますけれども、個人情報ということについてなかなかぶち当たる壁はあるということ。しかしながら、この新聞記事の内容でも、やはり登録を断られるが、人命保護を最優先にということが出ております。これはもちろん私も2年前の一般質問、全く同じですけれども、個人情報優先か人命重視が優先かということになると、そのあたりをなかなか行政の方も難しい面があると思います。これあると思いますじゃなくて、あります。ここをやはり一歩前に入っていただきたい。というのは何かというと、なかなか隣近所のつき合いがあれば、行政が行ってとんとんと扉をたたいてもなかなか答えは出てこない。やはり日ごろからつき合っている、民生委員も最後にぶち当たる壁はあるとは思いますが。そうじゃなくてほかに何らかの形をとる。何のために登録するのかという、いざというときにあなたたちを助けますよというのが目的ですね。ただ登録して計数的に話してもそれは何にもなりません。ここにあなたたちがいる、何か災害があったり、あるいは何か緊急事態があったら私が助けますよというのが、これが最終の目的であろうと思いますので、そこをしっかりと把握していただきたい。

これは佐賀市が出している地域における支援体制、要援護者支援マニュアル、災害時における助け合いマニュアルという冊子でありますけれども、この中には要援護者とは何かということまでしっかり、我々の一般的に思っている要援護者というのは、ああ、なるほど高齢者か、あるいは病気の方かというぐらいである程度線を引いてしまいますけど、なかなかそうでもなくて、ここでは確かに書いてあるのは当たり前のこと、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、要介護3から5の方、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、発達障害者など特に支援が必要と認める方、病気やけがなどにより特に避難支援が必要と認められる方となっており、さらにこれに、私どもが教育を受けておるのは言葉の不便な外国人というのも入っております。上峰に住んでおられる外国の方はほとんど日本語もできる方だと思いますけれども、日本語に堪能でない外国人の方も要援護者であるということですね。

そして、お願いをしたいのは、この個人情報保護、これを相手に心開いていただけということを広げていっていただけたらと思います。難しいかもわかりませんが、これがいざというときに助けられる手段だと思いますので、次の項目でお願いします。

○議長（大川隆城君）

執行部、答弁いかがですか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

ただいまの内容につきましてなんですけれども、もちろん民生委員さんたちも、この登録にされていないからということで全然かわりはないわけではありません。また、登録をされていない方につきましても随時登録の勧めをされておるんですけれども、なかなかその方お元気な方も今いらっしゃる。そういう方に無理して登録というものもどうかと思いますけれども、ただ、何かあったときにはそういう方々を何もしないというわけでもありません

ので、その点は御了承をよろしく申し上げます。

以上です。（「次へ進んで」と呼ぶ者あり）

○議長（大川隆城君）

次のどのような避難支援態勢になっているかという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（岡 義行君）

災害時要援護者の避難計画の中の、どのような避難支援態勢になっているかという質問について御答弁を申し上げます。

避難態勢につきましては、まず災害対策本部から避難勧告等の命令があれば、健康福祉課を中心として支援班で区長さん、民生委員さんたちに連絡をし、地区内の要援護者に伝達をしてもらい、避難誘導、安否確認をしてもらうようにしております。現在の登録台帳の様式につきましては、避難準備情報等の情報伝達者兼避難支援者に区長さん、民生委員さんたちがなっております。この態勢になりますと、区長さん、民生委員さんがそういうふうな避難支援までというのはなかなか困難であると思われるので、この避難時に協力をしていただける協力員さんというのを選出してもらうように2月の民生委員の協議会のほうで事前に御説明をし、また今度の3月の区長例会で区長さんたちに、その民生委員さんへの協力をお願いするように計画をしております。なお、今の台帳を整備して約3年が過ぎております。その台帳も修正等があると思いますので、その修正も同時にお願いし、今の台帳を整備していきたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

○5番（林 眞敏君）

ありがとうございました。若干は安心をしましたけれども、まだまだ不安のほうがいっぱいあります。

要援護者に対して福祉にかかわる方々、もちろん課長、あるいは行政の要員、または区長さん、民生委員、この方たちがどのようなまず認識を持っておられるかということですね。このあたりがなかなか、指揮系統、命令系統、こういうぐあいになっているという系統図というのはできておるように思います。しかしながら、なかなかペーパーに書いた何とかで終わってしまったんでは実際のことではできません。まず、福祉にかかわる方の防災意識はどのようなものなのか。それから、これはなかなか難しいんですけども、訓練はされているかどうかですね。過去のこれは防災の担当の方になるかもわかりません。両方が意思疎通する形になると思いますけれども、要援護者の避難態勢、これを実際やっておられるか、あるいは過去やったことがあるか、あるいはペーパー上の認識なのか、このあたりの危機管理認識ですかね、非常に難しいかもわかりませんけれども、これはどのように過去されたかということについて、あるいはこれからどうしようとしているかということについてお願いをし

ます。

○総務課長（池田豪文君）

皆様こんにちは。今の御質疑について、私のほうから御答弁申し上げます。

一昨年、大字江迎地区の防災訓練を行いました際に、要援護者の皆さん方につきまして、地元の区長様、そして民生委員様に御協力いただきまして避難誘導訓練をしたところでございます。毎年この訓練というのは大字ごとに輪番制で行っているわけですが、24年度につきましては大字堤地区でございましたが、当日雨が降りましたものですから、これは延期させていただいておりまして、25年度に行うと、そのような計画でしております。よって、皆様方に御協力いただきまして、一昨年から始めたばかりでございますので、これにつきましては毎年行っていききたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○5番（林 眞敏君）

ぜひやっていただきたいと思います。ただ、私が申し上げるには、この訓練の深さをどのぐらいまで求めているかということが非常に重要な問題であると思います。ただ要援護者を車に乗せていった、あるいは介護者でもって行った、いろいろな方法はあると思います。そのあたりの系統をしっかりと確認して、何のために要援護者が避難するのかと、そのような状況下でもないのにつうと車に乗って、はい、介護施設に着きました、これじゃ本当の訓練にもならないと思いますので、その訓練の深みというものをしっかりと状況認識のもとにやっていただきたいなと思っております。

先般の江迎の訓練も私も見させていただきましたけど、ただ、私は防災士2名を九丁分地区と碓地区のほうに配置して、どのような避難をするのかなと思ってチェックしてくれということで2名配置しましたけれども、通りませんでしたと。車ですうっと行って着いちゃってましたと、2人ともそういう答えが返ってきまして、あらあら、これはちょっとまだまだ要援護者に対するどのような避難態勢がどうしたらいいのかというあたりまでできておるのかなという疑問は持ちました。これからは防災の担当、福祉の担当の方がお互いに絡み合わせながらこの訓練はやっていただきたいと思います。微力ながら私も手伝えるところがあれば十分に手伝うつもりではありますけれども、このあたりはしっかりきめ細かな福祉、防災担当は歩を合わせてやっていただきたいと思います。

また、行政の認識と地域を預かる区長の認識、それから民生委員の認識、これがしっかりと輪のごとく回っていないと、これはなかなかです。逆な言い方をすれば、こんな迷惑だというような答えも返ってきたんでは、これは話になりませんですね。防災上のことと福祉のこと、これをしっかりと絡み合わせてやっていただけたらと思います。

まだあったんですけれども、とりあえず今回はこれだけで質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（大川隆城君）

以上で5番議員の質問が終わりました。

次に進みます。

○8番（吉富 隆君）

皆さん、こんにちは、8番吉富でございます。3点ほど質問をさせていただきます。

本当に1日の時間がたつのが早いなと、また、1年たつのも早いなという感じをしているところでございます。我々議員の立場から見ますと、4年たつのも早いなというような感じをしているところでございます。

今、皆さんたちも御案内のように、テレビ、新聞等々でいろんな報道がされております。まず、竹島問題とか尖閣諸島、それから北朝鮮の問題、また、北方四島の問題等々が非常に活発的なことになっているようでございます。

また、民主党政権から自民党政権に変わって間もないことでございますが、普天間基地の問題、それからTPPの問題等々も今現在クローズアップをしているところでもございます。

そういった観点から質問をさせていただきたいと思っておりますが、じゃ、私たちの町で何もないかといいますと、御案内のように、町長選挙が目の前に来ているというふうに思っております。また、議会については、朝日新聞等々に掲載された問題があっております。これにつきましては、やはりきちとした形でけじめはつけてまいりたいというふうに僕は考えておるところでございます。この点につきましてはちょっと横に置いて質問をさせていただきますが、先ほど申しましたTPPの完全撤廃の問題について、どのようになっているのか、興味を持っているところでもございます。

なお、私たちの町の第1産業は農業でございまして、今後の農業対策についてお尋ねをしてみたいと思います。

今後の農業対策について、1点目、質問をさせていただきます。

通告をしておりますとおり、排水機の設置について、執行部の答弁を求めてまいりたいと思いますが、これは平成24年9月議会でも質問をさせていただいております。12月にも同じ質問をさせていただいております。12月定例会のときには、町長答弁の中では、12月までは何の動きもしなかったというふうに御答弁をいただいておりますが、12月の中では次の議会、いわゆる3月の定例会でございしますが、方向性をきちっと出しますよという答弁をいただいておりますので、進捗状況をお尋ねさせていただきたいというふうに思っております。

それから、2番目に農業体質強化基盤整備促進事業についてでございますが、これにつきましては、去年の1月5日だったと記憶をしております。私は、土地改良の理事長という要職もさせていただいておりますが、町長室に1月5日に呼ばれて、こういった補助事業があるんだよというようなお話をいただきまして、議論を進めてまいりました。そういった中で、いわゆるフォアス事業というのをやりましょうよということで意気投合しまして、現

を進めているところでございます。この観点につきましては、町長がこういったことに手を挙げていただいたということで進んできたと思っております。やはり町長の考え方が非常に農家の皆さんにはいい影響を与えていただいたというふうに考えております。引き続き、じゃ、後の問題はどうかというときに、この予算がつき次第、町長とも協議をし、また議員の皆さん、また佐賀県選出の国会議員の先生方にもお骨折りをいただいて、平成24年度の予算、予備費からでございますが、確定通知をいただいたところでございます。非常に町長を初め、議員の皆さん方の御協力のたまものだと感謝をしているところでもございます。

なお、傍聴人の方もおられますので若干説明をさせていただきますと、23年度の予算と24年度の予算の金額にしますと531,450千円の予算確保ができております。平米数につきましては、354.3ヘクタールということで予定をしております。これは報告でございますが、質問の内容につきましては、北部地区、それと土地改良から見たところでの地区がえ、碓地区の問題でございます。この問題につきましては、25年度の予算にはもう間に合いません。26年度の予算措置を早急にやる必要がございます。2月27日までに申請をしなくてはならないというふうになっておりますので、早急に行政の対応の仕方をお尋ねするものでございます。

本来の姿とすれば、行政の仕事であって、今、土地改良が代行して事業をしておりますが、行政で地区がえということもありますので、行政で取り組みをしていただくようお願いをしたいというふうに考えておるところでございます。

1点目につきましては以上でございますが、2点目の小・中学校児童・生徒の健康管理についてでございますが、非常に教育熱心な教育長が誕生しております。しかしながら、子供の健康管理が一番大事であろうというふうに考えます。給食について、中身について御答弁をいただきたい。

それから、2点目に大気汚染対策についてでございますが、非常にこれは大きく今報道されておりますが、直接子供たち、大人に対しても健康には被害がないというようなことも聞き及んでおりますが、雑誌等々よく読んでみますと、花粉と合体して体内に入れば非常に問題があるということも聞き及んでおります。また、これが農作物にもかなりの影響を与えるであろうというふうに雑誌等々には載っているようでございますので、そういった観点を含めたところで教育長に御答弁をお願いしたいというふうに思っておるところでございます。

それから、3点目に農業集落排水、いわゆる下坊所地区の終末処理場の機能強化についてでございますが、行政の資料によりますと、平成27年度に終わる計画をされております。総額で580,000千円という数字が出てきております。

なお、平成24年度には33,000千円の補助予算がついているようでございますが、この問題につきましては、当初予算書を開きますと、3億円前後の当初予算の議決がなされております。しかし、この予算がつかなかったということでマイナス補正をされておりますが、これ

は問題であると僕は思っております。いろいろ当初予算に出すからには、きちっとした形で予算措置をしてもらわないとできないというふうに思います。議会が議決したのは執行をするわけですから、それができていない。いとも簡単にマイナス補正をするということは、議会人として許される問題でもない。だからといって、これをとやかく言っても先に進まないで、議員の皆さんの御理解のもとにマイナス補正をしております。今後、こういったことがなきような予算措置の仕方を執行部はしていただきたいと、これは強く要望をしていきます。今後の計画についてお尋ねをしてみたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。中身については、後でまた質問させていただきます。

以上、3点質問をさせていただきますが、明快な御回答をお願いして説明にかえさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に、今後の農業について執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

8番吉富隆議員の今後の農業についての項の1個目の排水機設置についての御質疑にお答え申し上げます。

12月議会で、今、冒頭申されましたように、吉富議員が排水機の設置についての御質疑がございました。排水機と水門の調査結果については、報告を受けた後に、農業振興会議にて議論したいという旨の発言を私申し上げたところでございます。

12月議会では、国営事業の排水管が入っていると聞きまして、利用できないかというものを考えており、利用可能かどうかということも含めた検討を次の議会では報告できるように進めてまいりますと、私、答弁申し上げます。

まず、手続の話ですが、農業振興会議の分野にかけなかった理由としては、北部九州集中豪雨の影響は農業分野に限定されず、例えば補助金についても、さまざまな農業以外の観点から課を超えての検討が必要となるため、さまざまな見地から検討する必要があるために、再生会議での検討が適当でないと考えてきました。

水系という言葉がございます。釈迦に説法ですけれども、水源から共通の流出孔に至る一連の流路の集合体のことですけれども、本流とその支流、排水系のことを指すわけであります。御案内の前牟田地区と江迎地区の集中豪雨の際の水害、ここの地区の水は、水路、支流を通じて六田川へ流れる六田川水系でございます。この水系で一番の問題となっているのは、集中豪雨のみならず、さまざまな問題の弊害となっているのは、議員御承知のとおり、早満の井堰がボトルネックになっていることが最大の要因であると考えております。早満井堰も昔ながらのれんがの井堰断面が狭く、早満井堰、六田川の通水が阻害されているわけですが、水をほかへ引いたり、流量を調整したりするため、川の水をせきとめる目的を井堰は持っているわけですが、この早満井堰は転倒堰に改修することがまず一番、第一歩

目として問題の解決に向けて取り組むべきだというふうに考えておるところでございます。

これも、なぜ進まないかということですが、早満井堰は上峰町江迎地区とみやき町の
新町地区の町境にあるため調整が必要となっております、例年、みやき町の担当課と協
議しているということですが、本来、井堰の改修は水利権者が負担するものとなっており、
地元負担の問題が一つ大きな障害となっております。みやき町も負担が必要とされ、
景気対策等も考えながら、今、全体を総覧しているというような状況でございます。

議員が御提案の排水機、これについても、景気対策、内容を総覧しながら考えていくべき
であるというふうには理解はしますが、今のところは早満井堰の改修を早急に行うとい
うことが、この集中豪雨対策のみならず、さまざまな観点でよい効果を生むことができると
いう考え方のもと、今、庁内で検討をしているところでございます。

以上でございます。

○ 8 番（吉富 隆君）

ただいま町長のほうから御答弁をいただきましたが、若干私の質問内容とはずれているよ
うに私は思います。

この問題については、早満井樋の件について私は一つもお願いをしておりません。理由と
してはわからなくてもございませぬ。もっと地域性のことを勉強していただきたいなとい
うふうに思っております。

去年の9月と12月にも同じ質問をしておりますが、地球規模で気象体系が大きく変わって
きて、ゲリラ豪雨とかという言葉も出てきておりましたが、今、爆弾という言葉が頭につい
ております。そういった大きな気象変化による一時的な豪雨につきましての排水機設置とい
うのは必要不可欠であると。早満井樋をよくよく考えてください。今、町長が御答弁された
転倒井堰に云々という話もございましたけれども、これはアオの問題と大きな影響がありま
す。なかなかそこを転倒井堰にしたからと解決するものではないと僕は思っています。今ま
での経歴から見ますと、切通川の河川改修がほぼ終わっております。それに、いろいろな問
題等々ございまして、暗渠を通して切通川の水の量を調整することによって、非常に切通川
の堤防決壊というのが解消されたというふうに考えております。

しかしながら、坊所城島線を西、東に分けて、大字江迎地区に上峰町全体の水が流れてく
るようになっております。そのためにこの排水機が必要だよという話です。なぜ必要かと申
し上げますと、農業に大きな被害が出ております。去年の7月の豪雨でもかなり出ています。
そして、先ほど申し上げましたように、フォアス事業をせっかくやっていたいたにもかか
わらず、3日も4日も大水で水がたまったままということになりますと大きな災害になる。
そういった問題等々を含めたところで、3日間水につかるのを1日で終わらせるために排水
機が必要であるというふうに考えます。

なお、町長は方向性を出すと12月議会で行われた。しかし、そういった会議をやらない。

行動をもうちょっとしていただきたい。本議会で言ったことはきちっと守っていただかなければ、我々としても立つ瀬がない。いろいろと地域の方からも、議員さんたちは皆さん、いろいろな問題等々をお願いに来てあるはずなんです。だからこそ、先ほどの同僚議員からの質問もああいう問題が出てまいります。できないじゃなくて、行動をして、こういう理由でできないということであれば理解しますよ。しかし、行動はせんで、いろいろな方向性を変えた答弁と、私に答弁とは思えない。本当にこの議会のあり方というのを私は疑問を持っております。議会には議会のルールというのがございまして、開会のときに見てください。町長初めマスクをしとったんじゃないですか。これは議長の許可が要りますよ。議会をきちっとした形でやってもらわなきゃ。私たちがこの議論をするのは、行政側から提案されたものを議論するわけですから、そういうふうな形できちっとした形で町民の負託に答えていくべきであろうと思いますので、この排水機については今後、町長、議論をどのようにされるか、いま一度答弁をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

吉富隆議員の御質疑にお答えを申し上げます。

排水機の設置についての方向性は、議員の御提案である排水機の効果を否定するものでは決してございません。先ほどの答弁で申しましたように、排水機の設置は並行して考えていく必要があるとは思っています。

まず私が申し上げたのは、水系からして、六田川水系である以上、上からの水も水路から、支流からの水も六田川に集まるという流れにある以上、この早満井堰を放置しては集中豪雨の際の影響も解消できない部分が一部残るということであり、早満井堰については集中豪雨以外にもさまざまな問題となっている部分がございますので、他の問題の解消のためにも、より政策効果の高いものから考えるべきでないかという方向性を示したところでございます。かといって、議員が言われた排水機の設置について否定するものではございません。

また、今後、こうした議論をどの場でするかということですが、議会の御提案も受け、またちょっと検討をさせていただきたいと思っております。一度農業会議で議論すると申しあげました以上、その場を使うべきだという御指摘を受けましたので、またそういった場を示しながら、排水機の設置に限定しながらでなく、前牟田地区、江迎地区の水をどうするかということを考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○8番（吉富 隆君）

ぜひとも議会で答弁されたことについては行動をしていただきたいと。今、非常に町長は六田川の水系を問題視されておりますが、坊所新村の横に大きな水門がございます。あそこは潮の満ち引きによってあけせきがなされております。そうしますと、あそこでとまるんですよ、水は。全部江迎地区のほうに水路はつながっていますので、その影響もあって大きく

あそこに水たまりができるというふうになっておるのは事実でございますので、ぜひとも早満井樋の問題もしかり、そういったことも含めたところでの排水設置の議論をしていただきたいし、知事にも私は直接、町長知っているとおり、目の前で私はこういった発言も知事さんにもしております。ですから、どういうふうな方向性をとるのかですね。やはり県にお願いをする。そして国にお願いをして予算措置をしないと着手できないので、そういった行動をぜひとも今後していただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いをしておきます。

○議長（大川隆城君）

次に、農業体質強化基盤整備促進事業について執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

続きまして、吉富隆議員の今後の農業についての対策ということで、2つ目の農業体質強化基盤整備促進事業の質疑に対する答弁を申し上げます。

今、議員が御説明を冒頭にされました。このフォアス導入の件については、そのとおりでございます。1月5日に土地改良理事長初め、事務局、私と協議をさせていただきながら進めてきたという経緯がありまして、ようやく平成25年1月31日に農業体質強化基盤整備促進事業ということで補助金追加交付決定も受け、354.3ヘクタール、531,450千円の予算が内示をいただいていると、交付決定をいただいているということでございます。これにつきましては質疑の対象ではなかったと思いますけれども、今後の農業体質強化基盤整備促進事業が、政権交代により事業名が変わっておりますけれども、その際の北部地区と碓地区の対応をどうするかということであろうと思います。

私、2月27日までということで、今回、申請を早急にする必要があるということを受けまして、地元の地区の区長様初め、地域の役員の方々と協議をさせていただきました。その際、私から、行政からのお願いということで、これまで体質強化基盤整備事業で土地改良区がリードしていただき、このフォアスの354.3ヘクタールの振興を行っていただいたことが一番自然であり、また、継続性がある土地改良区がこの事業についても進めていくべきだという私の思いから、碓地区のほうに三養基西部土地改良区への参入をお願いしたわけでございますけれども、町としてもこれは申請できるということで、さまざまなこれまでの碓地区の、何といたしますか、補助の取り扱い方というものがございまして、協議の結果、町で申請させていただくということになったところでございます。三養基西部土地改良区と町は一緒に、この間、共同で、議会の応援もいただきながら、このフォアス事業を進めてきたわけでありまして、私ども町としましては、皆様の御協力がなくてはこの事業は到底進まないものだと思っておりますので、議員初め、議会の皆様の後押しをお願いしながら、申請し、実行していきたいというふうに思っておりますので、何とぞよろしくお願いしたいと思います。

答弁とさせていただきます。

○8番（吉富 隆君）

ただいま町長さんの御回答をいただきましたが、本当にこの問題につきましては、なぜ私をお願いをするかという観点は、いろいろな議員の皆さんも御理解をしてもらえなかった部分もございまして、9月議会から12月議会前というのはぎくしゃくしたこともございまして、頭を行政でやっていただく、また、それにサポートしていくのは土地改良であろうと思っております。協力は惜しまないつもりでおります。ぜひとも北部地区と碓地区については行政をお願いをしたいというふうに思っております。町長、私がお願いしよっとじゃなかですか。（発言する者あり）いやいや、今お願いをしよっところですから、ぜひとも碓地区だけじゃなくて、やっていただきたいというふうに思っております。

なぜならば、いろいろな問題等々ございまして、土地改良がヘッドではなかなか難しい面が今後出てくると思っております。ぜひとも一緒に、2月27日までに、北部地区もあわせたところで補助申請をお願いしたいというふうに思っております。369ヘクタールのうちの37%は、ことしの3月で工事が完了いたします。残りの63%につきましては、25年度いっぱい終わる予定になっております。これは土地改良でやりますが、残りの北部、60ヘクタールぐらいあるんでしょうかね、それと碓地区が十五、六ヘクタールあると思います。あわせてやっていただきたいというふうに要望を強くしているところでございます。町長のお考えをいま一度。

○町長（武廣勇平君）

吉富議員の御質疑、要望でございますけれども、北部地区につきましては、町で引き受けて、この申請をすることは物理的に可能ですが、一つ懸念するのは、やはり三養基西部土地改良区、全地区の展開ということのほうで、この予算づけを国が考える上でも、全地区展開をするために予算が欲しいという言い方のほうが予算づけの可能性が高くなるんではなかろうかというふうに私、今考えております。

碓地区については、もともと三養基西部土地改良区には加入されておりませんので、この対応を行政ですることについてはいたし方ないというふうに思っておりますし、何とか土地改良の御協力を得ながら、また議員の後押しをいただきながら進めていく腹づもりでございますけれども、北部については、より予算取りの確度を高めるためにも、ぜひ三養基西部土地改良区のほうでも御検討をしていただきたい。理事長からの御要望は町でということでございますので、これは早急に、この議会、閉会後にでも協議をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

町長、ぜひとも一緒にやっていただきたい。予算措置については問題ございません、行政でやるのには。農林とも協議をずっと重ねてまいっております。本来の姿は行政でやるのが

筋道であってですね。これは、今後、いろいろなぎくしゃくした問題等々もあって、2月の何日だったでしょうか、十二、三日ごろ、理事会を開きまして、理事会で決定をしております、行政でお願いしてくれということ。だから、行政がする中で、土地改良でこうこうやってくれよということは協力をしていこうと、そうすることによって議会運営がスムーズにいくであろうと僕は思います。なぜならば、あれだけの一般質問が出てきていますからね、町長。一番御存じでしょう。予算措置は、県も何も関係なく、九州農政局、直接土地改良に金も来ますからですね。そういったことも議会の中で説明をしてくまして、議員の皆さんも今は理解してあるんですよ。そうすると、進捗状況についても、議員の皆さんも行政が頭であれば、ずっと聞いていくことができます。そういった観点を一番頭に入れている状況下にあるんですよ。また理事の皆さんも。そういう観点から、ぜひとも行政でお願いをしたいと。今、答弁の中では、早急に議論をしますということでございますので、きょうはもう25日でしょう。27日までですから、きょうでもすぐ協議をしていただければと思っておりますので、この件につきましてはぜひともお願いをしたいということで、この項を質問終わらせていただきます。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

小・中学校児童・生徒の健康管理について執行部の答弁を求めます。

○教育長（矢動丸壽之君）

8番吉富議員さんの2番、小・中学校児童・生徒の健康管理について、1番、給食についての御質問について回答をさせていただきたいと思います。

まず、この回答に先立ちまして、私、個人的に思うんですけれども、人は生きるために食べるんだろうか、食べるために生きているんだろうか、こう考えたりもしております。いろんな解釈もあります。ぐあいが悪いときには食べんと元気にならんよということで食べること、生きるために食べる。通常は、いろんなものを召し上がったときに、ああおいしかった、幸せというような感じで、食べることに幸せを感じているんじゃないかな。食というのは、むしろ生きる、食べるために私たちは生きているんじゃないかなというような気持ちも持ったりして、本当に食べる、食というのは大事なものであるというふうに考えたりしております。

そこで、本論の学校の給食についてでございますけれども、私は学校給食は、学校の教育を通して食に関する指導を行うものだというふうに考えております。だから、毎日の食事をきちっととって、栄養バランス、あるいは食事のマナーなどを教えていく場所だと思っておるわけでございます。そして、味わいながら、感じているいろんなものを、血となり、肉となり、考え方に合わせまして大きく成長していただきたいなというふうに思っております。

特に、議員からの健康管理についてということについてのお尋ねでございましたけれども、

小学校、中学校におきまして、きちっと給食の指導員を置きまして、年間の指導計画を立てさせてもらっています。

主に今現在取り組ませているのは、朝食の摂取をきちっとさせるということに今目標を持っております。小学校が今93%ぐらいの摂取率です。これを95%には何とか持っていこう。それから、中学校におきましては84%ぐらいですけど、これを90%には持っていこうというふうに指導計画を立てさせております。そして、その食事もパン、牛乳などが主のケースもありますので、きちっと朝食、御飯食、あるいは野菜などもとれるような、そういうのも考えてということを目指しております。

そして、特別の総合的な学習の時間だとか、あるいは全体的な指導、食の時間をきちっと作り出しまして、年間計画を小学校、中学校、それぞれに立てさせております。健康管理については十分な指導ができるようにしております。

また、給食の献立につきましては、委員会の事務局におきまして学校給食の栄養士を置きまして、そして、給食センターの栄養士と連携をとりまして、きちっとします。

そして、できるだけ地域の農産物を積極的に取り入れていくように、やはり健康、よそから持ってこなきゃいけないのがありますけれども、地元で賄えるものがあるならば、できるだけそういうふうなものを工面するよという指導をさせて、健康問題については十分な配慮をしてもらうように努力をしまいいっておるところでございます。

以上で答弁を終わります。

○8番（吉富 隆君）

ただいま教育長さんからの御答弁を聞きましたところ、水も漏れないような答弁であったかなというふうに思います。

ただ、教育長、今の答弁が本当にそうなのと僕は思いますよ。教育長さん、いつなられたんですか。まだ日が浅いはず。そこまでの答弁ができるとは僕は夢でも思っておりませんが、本当に子供の教育を考えたときに、食事というものは一番大事なことである。朝飯食わんで来る人もおるだろうし、そういった指導もなされているようでございますが、問題は、給食と団体でやるゆえに弊害もあるようでございます。一人一人がアレルギー問題等々も配慮をしていく必要があろうというふうに思っておりますと同時に、食あたり等々について触れられなかったんですが、中身をよくよく考え、予算特別委員会のことでございましたけれども、リフトが云々だという話もございました。かなりの段差があるようでございます。そういったところから、やはり雨季時期にはばい菌等々入りはせんじゃろうとかか考えもします。もっと厳しい予算のときに、そういったことも考えた上で行政にせんですか。ばさっと切られたじゃ通らんですよ。そうでしょう。きれいごとで議会のときは済みません。私はずっと質問ばすっですよ。ずっと調査もします。だから、この給食についてはP T Aとの問題もあるでしょうし、家庭との問題もあるでしょうし、大変な大きな問題であろうかなと思

いますし、よそに頼んで持ってきたとば、ずっと子供にですね。今そうなっているんでしょう。そうされていると思いますよ。だから、この給食については、衛生問題管理、それが子供たちへの健康管理につながるであろうと思いますので、この程度にしておきたいなと思っておりますので、ぜひともそういったことを念頭に、子供たちの健康管理を今後も続けていただきたいというふうに思います。その点についてはよろしく願いをしておきたいと思います。

議長、次に進んでください。

○議長（大川隆城君）

次に、大気汚染について、執行部の答弁を求めます。

○教育長（矢動丸壽之君）

続きまして、2番の大気汚染について回答させていただきたいと思います。

もう議員の皆様初め、今、国内、私たち県民についても、中国からの飛来物質、これが非常に頭から離れないわけでございますけれども、恐らく8番の吉富議員さんの御質問も、この大気汚染については、そういうPM2.5の関係ではなかろうかなと私も思ったりしておりますところでございます。

確かに、昨日、一昨日ですかね、22、23日、これは物すごい数値を記録いたしました。鳥栖で、22日は44という数値を上げていたんじゃないかなと思います。我が国の環境基準でありますと、環境基準法の第3条、そういうものには、大気汚染については、それぞれ人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準という形で定められているものですが、このものは積極的に健康維持に努める目標として確保を図っていかうとするものであるというふうに私は思っております。

これまで私たち頭の中にあっただのは、大気汚染というと、もう光化学スモッグ、これが一番最初に来ていたんですけれども、最近、PM2.5となってきていまして、環境基準では年平均が15マイクログラムパー立方メートル以下であると、年間通しましても日平均で35マイクログラムパー立方メートル以下だと、これが基準なんですけれども、一昨日の44というのは、もうはるかに超えているわけでございます。したがって、こういう状態、今すぐこれは影響が出ることはないというマスコミ、新聞などの報道もあっておりますけれども、これは、今すぐはならないけど、きっと花粉症と同じような感じになりはしないかなと。今すぐ花粉症として発症するわけじゃなくて、これがずっと蓄積して、あるときに花粉症というのは発症するわけですから、そういうふうなケースになりはしないかなという心配もしております。

8番の吉富議員さんは、何か物質にこれがくっついて、それがかえってひどい重篤な症状を起こしはしないかというようなお尋ねもありましたけれども、私もテレビを見ておりまして、スギ花粉などに付着した場合に、これでスギ花粉そのものが破裂をして、中のアレルギ

一物質、これが非常に小さくてPM2.5と同じくらいの大きさで、したがって、これが肺胞の中まで入っていく。スギ花粉であれば大きいから鼻の粘膜ぐらいでとまってしまう。あるいは目のところで中に入っていくことはないということですけれども、アレルギー物質の、もう微粒子になってくると、これが肺の中まで入っていく、肺胞まで届くということで、アレルギーが非常に重く出てくるんじゃないかという番組を見ることがありました。したがって、こういうことを心配しなきゃいけないなと思っております。

さらに心配なことは、この問題はこれからが一番、黄砂も飛んでまいりますから、春先にかけては日本、韓国、それから、もうずっと東のほうへと飛んでくるわけですが、したがって、今現在、北京では500から900マイクログラムぐらいのデータが出ているという新聞報道を見ましたから、海を渡る間に、これが大体日本に来るまでに10分の1ぐらいになるというふうに聞いておりますから、50から90ぐらい、ちょうど数日前の値というふうな形が出てくる。マスコミ、新聞などの情報はある程度信頼できるかな。信頼できることは非常に危険だなということでもあるわけですが、

したがって、じゃ、私たちはどうすべきがいいかということでございますので、速やかな情報伝達体制の構築が必要であろうというふうに思っております。データがそういうふうに今35を超えているということであれば、ちょっと屋外活動を控えさせなきゃいけない。小学校、中学校でそういう対応をしなきゃいけない。私たちもそうですけれども、幼稚園生もそう。私たち、この上峰町の住民が、そういう情報が出たときにはいち早く屋外での作業なども控えるように努めなきゃいけないということも考えなきゃいけない。そういうことが大事ですので指示をしたい。

なお、その伝達方法につきましては、教育委員会よりも担当の住民課のほうがより詳しく、私よりもより詳しく説明できるんじゃないかと思うので、住民課長に後の説明をお願いしたいと思います。

以上で回答を終わります。

○8番（吉富 隆君）

今、教育長さん、るる説明されて、中身については御存じのようでございます。私が質問しておる問題については、この対策なんですよ。教育長、住民課長というのは関係ないで。中身は、恐らく議員の皆さんも、行政の方も御存じと思う。子供たちの健康管理ということで僕はタイトルをつけておりますので、今後の対策をお尋ねしているんですよ。そんなあなた、逃げたような答弁はできないよ。そうでしょう。タイトルをよく見てくださいよ。小・中学校児童・生徒の健康管理ですから、その中の大気汚染対策でございます。教育委員会として、子供たちにどういう教育をしているのかというのが趣旨であって、そこんには教育長、理解してもらわないとですね。今からではもう遅いんですよ。こういう問題がテレビ、新聞等で放映された時点で、すぐ取り組むのが教育課の仕事だと僕は思っています。今後か

らでもいいけん、どのような対策をとっていきたいか、一言御答弁をお願いしたい。

○教育長（矢動丸壽之君）

失礼いたしました。この情報伝達につきましては、インターネットを開きますと、佐賀県の佐賀、鳥栖、唐津、それと武雄ですね、各4カ所のデータは逐一リアルタイムで出てまいります。したがって、その数値を見ればすぐできますので、具体的には学校としてどうするかということでございますので、その数値を、インターネットを開く方法を小・中学校にきちっと連絡をいたしまして、インターネットを見れば、今現在、例えば今12時前ですから、11時現在のデータはもう既にずっと記録残っておりますので、11時現在どうなるという形で、危ないかどうかというのはすぐできますので、対応はできると思っております。

なお、これは何も屋外だけではなくて、服について教室内に来こともありますので、本町には昨年から企業の、本当にありがたいことですが、空気清浄機、シャープのプラズマクラスター型をいただいておりますが、これで空気清浄をしておるんですが、ただ、これが一応インフルエンザ、あるいは花粉症、こういう大きな微粒子についての清浄という形でありまして、PM2.5、この対応にはヘパフィルターというのを付けなければいけない。HEPAフィルターといいます。この微粒子をカットする、吸着するわけですが、これがつけられるかどうかということで、今現在、企業に問い合わせをしているところでございます。もしこれがつけられないとなると、通常の形になりますけれども、幸いといひましようか、現時点のところでは来ていませんので、このことについて、PM2.5が除去できるようにするためにはどうしたらいいかということを経営研究していきたいと思っております。PM2.5が今急に話題になっているということでなくて、これはもう10年前からこういうPM2.5の話はありまして、私もそれは聞いてはおったんですが、これほどひどいということになったのは最近だというふうに思っています。吉富議員さんから今言われましたので、早急に対策をやっていかなきゃいけないというふうに思っているところでございます。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

教育長さんね、対策というものが子供たちの健康管理ということで考えております。いろいろ中身について、PM2.5とかなんとかいうのはもうみんな知っているわけね。だから、子供たちの健康管理のためにどういう対策をするのかと。空気清浄機等々についても皆さん御案内だと思いますよ。日本の技術は素晴らしいんで、今、中国にどんどん売られていますよね。そういった学校への対策、マスク等々についてもそういった対策を今後やりますよと言えば、5分で終わるですよ。5分で終わります。そうでしょう。もういろいろと逃げるような答弁は要らない、僕には。今後、もう非常に——何でこういうことを思いついたかと申し上げますと、予算措置がなされていなかったんで質問しているんですよ。だから遅いと言っている

んですよ。よくよく行政とお話をされて、そういった対策をぜひお願いをして、この項を終わらせていただきます。

○議長（大川隆城君）

お諮りをいたします。8番議員の一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩いたします。休憩。

午前11時55分 休憩

午後0時59分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

8番議員の質問の第3項目め、農業集落排水事業について執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

この質疑につきましては、坊所処理施設事業計画の議会資料ということでさきに提出しておりますけれども、1番、2番につきましては計画資料に基づいて答弁したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

そうしましたら、私のほうからは1番、進捗状況について、2番、工事費についてということで、資料を見ながら御説明申し上げたいと思います。

この事業につきましては、平成23年度から27年度までの5カ年計画で事業を行っているところでございます。

進捗状況につきましては、平成23年度、処理施設の基本設計及び全体実施設計を行っております。入札残につきましては、進捗を図るため、管路埋設工事を117メートル行っているところでございます。

また、平成24年度につきましては、今現在、1億円の予算に対しまして約10,000千円で、既存の施設の返送汚泥ポンプ3台と曝気攪拌装置の2台をオーバーホールいたしたところでございます。残りの90,000千円につきましては、次年度へ繰り越しという予定になっております。

続きまして、2番の工事費についてでございます。引き続き資料に基づいて御説明を申し上げます。

今現在、580,000千円で事業採択をいただいております。先ほど申し上げましたとおり、5カ年事業ということで計画をしているところでございます。

初年度の平成23年度につきましては33,000千円で、先ほど申しましたとおり、基本設計、

全体設計、それに管路埋設工事を行っております。

平成24年度につきましては、先ほど議員からもお話がありましたとおり、当初予算につきましては、3億円の当初予算でお願いいたしましたところ、9月の補正で減額補正ということになりました。議員の皆様方にはいろいろと御迷惑をかけたところでございます。

ただ、国の予備費予算ということで、再度12月のほうに補正をお願いいたしまして、今現在、1億円の予算がついているところでございます。そこに書いてありますとおり、さきに述べましたとおり、その中で10,000千円ほどオーバーホールに使いまして、90,000千円を25年度のほうに繰り越し予定でございます。

また、平成24年度につきましては大型補正ということで、先ほど申し上げましたとおり、24年度につきましては、当初3億円でお願いしていましたが、減額補正ということになりましたので、今現在、その大型補正により3億円の補正と、24年度、先ほど言いました1億円と合わせまして、3億円の当初予算ができるように、今、大型補正で222,000千円ほど要求をしているところでございます。それで、先ほど言いました24年の90,000千円と、今回、大型補正で222,000千円、予算化するとすれば、それを含めたところで25年度へ繰り越しをする予定でございます。

また、25年度分の予算といたしましては、143,000千円、県と調整を行い、当初予算に計上しているところでございます。

そういうことで、町といたしましては当初の計画どおり、平成27年度で事業完了ができるよう進めているところでございます。

以上でございます。

○8番（吉富 隆君）

ただいま課長さんのほうから流れ的なもの、進捗状況については御答弁をいただきました。しかし、この予算の編成に当たって、僕は問題があるというふうに思っております。いとも簡単にマイナス補正をするという問題について、いかがなものかというふうに思っております。今、課長説明のとおり、大型補正が222,000千円という数字を上げておりますが、これは計画であって確定じゃございませんが、恐らくこれが確定すれば臨時議会という形になるであろうと思っております。今後につきましては、こういったマイナス補正をするようなことのなきような予算編成をしていただきたいと思いますと思っております。予算が確定したときに、臨時議会をして、議会の議決を得るという形がいいのではなかろうかと思います。そうしないと歳入欠陥になりかねない。なるとは申しませんが、そしたら大きな問題に波及すると。若干歳入欠陥というのは中身が違いますが、なりかねない。そういったことがなきようにしていただきたいし、今後もこういった5年計画の中で、最終的な580,000千円の予算措置をしていかなければならないというふうになっていくだろうと思っておりますので、その辺について、今後、しっかりとしたことをやっていただくということでお願いをするんですが、町

長のお考えは、今後どうされるのか、お伺いをしたいなと思います。まだまだ25年度、26年、27年度の問題でございますから、冒頭申し上げたとおり、町長選というのが目の前に来ておりますので、町長がどうなられるかわかりませんが、しかし、こういつて議会のほうに提案されたからにはやはりきちとした御答弁をいただきたいなというふうに思います。町長のお考えをお尋ねしたい。

○町長（武廣勇平君）

8番吉富議員の御質疑でございます。

この機能強化事業についての予算をめぐって、当初、地域自主戦略交付金の扱い方をめぐって県との協議が不足していたということになると思っております。地域自主戦略交付金が団体営事業、こうした市町が考えている団体営事業についての、要望でも上げましたけれども、きちっと国のほうで採択を受けたからには予算措置がなされるものというふうに思っておりますが、県に地域自主戦略交付金が移管したことで協議が不足していたことがございました。

今後については、また国の制度がどうなっていくか、交付金から補助金へ、またもとに戻るのか、この交付金が維持されるのかという推移を見ながら、どちらにも対応できるよう、県との協議が不足せぬよう、また、国の補助金の形に戻った場合は、国への要望も県を通じて確認をすることで混乱がなきよう努めるべきだと思っております。

○8番（吉富 隆君）

ただいま町長さんのお考えとしては非常に逃げるような答弁にしか僕は聞こえなかったんですが、議会に資料を出すからにはきちとした形で出ていると思う。全員協議会の中でこれは出てきたんですね。計画は27年まできちっと組んである。ただ、自民党政権になってどのような形になるのかわかりませんが、こういう予算のつけ方は、ひもつき予算がやりやすいのはもう事実ですからね。しかし、24年度の予算編成のとき見ますと、3億円ぐらいの話が出ておりましたと思いますが、これは国の政策等々問題もあるかなと思いますが、議会で議決をしているんじゃないですかね。それはやっぱり行政の力不足としか言いようがない。私はそう考えております。

だから、今後については慎重に予算編成をしていただきたいし、議会に開示されるに当たっても、計画はこうなりますからという御説明をやっぱりきちっとしておくべきであろうと思います。ぜひともそういった形をとらないと、非常にこの議会でいろいろな問題等々も今後発生するであろうと予測をいたします。したがって、非常に今までと予算編成のあり方というのが変わってくるであろうと思います。きちとした形で予算確保が出て、議会に提案をしていただくように強く要望しておきたいと思います。

いま一度、町長の今後の考え方をお伺いしながら、私の質問を終わらせていただきたいと思います。というふうに思います。

○町長（武廣勇平君）

再度の繰り返しの答弁になるかもしれませんが、農業集落排水の予算にかかわる混乱を招いたことについては、県との協議が不足し、また制度の改変について理解を深めていなかったことが問題で、当方の問題だと承知いたしております。

今後は、県との協議を密に、補助金制度に戻っても、また交付金制度が維持されても、県との協議を欠かさないことで対応を円滑に、また議員の皆様方に御迷惑をかけることがないような対応をしていくことで、お約束させていただきます。

以上です。

○議長（大川隆城君）

以上で8番議員の質問が終わりました。

○3番（橋本重雄君）

皆様こんにちは。3番橋本重雄がただいまより一般質問の通告書によりまして4項目についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

一番最初に、町長在任4年間の総括についてということで、ちょっと質問が漠然とした形になるかと思いますが、振り返ってみて町長の考え方を御披瀝いただければなというふうに考えております。

続きまして、2番目に町づくりについてということで質問をさせていただきたいと思っていますけれども、今回、総合計画書ができ上がりまして、そのマスタープランの中で、人口を1万人を目標に設定されているところでございます。この人口の1万人というのは、前回というか総合計画のもう一個前のときもそういうふうな計画が立っていたと思うんですけれども、目標に達していない状態であります。それで、現在、農地のフォアス事業に入っております、これはもう大変補助金で事業ができてすばらしいことだと思うんですけれども、今度は農地がなかなか転用がきかなくなると思うんですよね。それで、いかにして人口をふやしていくかという対策なんですけれども、これをどういうふうな考え方を持っておられるかお尋ねをしたいと思います。

それから、課長のほうにお願いですけれども、過去10年間の人口の推移をお知らせいただきたいと思います。

続きまして、情報発信「カミング上峰」についてということでお尋ねをしたいんですけれども、これも緊急雇用対策で取り組まれておるわけなんですけれども、数字を見てみますと、20,489千円という予算を投じてこういう情報発信の取り組みをやっているわけなんですけれども、これがまたラジオで放送がされている関係で、今現在ラジオを聞かれている方というのがそんなに多くはないんじゃないだろうかというふうに思うわけです。それで、町内の方にこういうのがあっていますよというふうな話をしてみると、皆さんなかなか御存じでないというのが結構返ってくるわけなんですけれども、やはりこれだけの費用をかけるんですから、ある程

度の効果がないともったいない制作になると思うので、住民にいかにして情報をキャッチしていただけるような方法はどのような方法が計画されているか、今後ますますこれを拡充するためにはどういう方法があるかをお尋ねしていきたいというふうに思います。

続きまして、4番目に、役場職員、また、嘱託職員、臨時職員の採用についてということと上げておりますけれども、これにつきましては、以前の議員さんたちもよく言われておりましたが、公募でするのが一番の理想ということだと思うんですけれども、現状はどうなっているかということとどうあるべきかということをお尋ねしたいと思います。

以上、4点について御答弁のほう、よろしくお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に、町長在任4年間の総括について答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

3番橋本重雄議員の質問事項、町長在任4年間の総括についてということで、振り返ってみてどうかということでございました。考え方の披瀝をしてほしいということでございます。

まず、何をもってしても財政と向き合う時間が一番印象的でありました。

財政的に振り返ってみますと、単年度の赤字に実質収支がマイナスになる可能性があったことも含めて、平成21年、平成22年は想像していた以上に大変厳しい状況であったと振り返ります。第三セクター等改革推進債、これ09年に総務省がつくった制度だったと思いますが、この三セク債を通じてこれまでの債務について分割処理することができた、まあ、こうしなければいけなかったということが、まさに21年、22年の象徴的な出来事ではなかったかなというふうに思っています。

また、23年は償還ピークという年を迎え、大変苦勞をし、新規事業はほとんど見合わせ、同時に住民の皆様にご我慢をお願いせざるを得ない状況であったとも思っています。

平成24年は、懸案でありました土地開発公社所有の、このおたっしや館用地の買い戻しを終えることができ、償還ピークを超えたものの、まだまだ小康状態であるというふうに理解をしております。町全体のことを考えられる議員さんと、また、職員とともに、これに向き合ってきたつもりでございます。おかげさまで実質公債費比率も23年末で23.7から21.2、将来負担比率についても191.4から113.9、これも23年末ですが、3年間通じて低減させることができたというふうに思っています。

また1つ、大きな変化というものをつくられたと思っているのは、小さく捉えられるかもしれませんが、総合計画をまちづくりプランという上峰町の骨太の方針をつくることができたということとあります。自治体の計画が、総合計画とその整合性を保つように、かつ新首長が公約の事項を盛り込むことができるような余地をつくられたという意味で、就任して私も間もなく公約の実現になかなか苦勞をしたこともございました。意見をマニフェストということで示し、総合計画と整合性のない形で提案しても、なかなか既存の事業計画の実施を

優先すべきであると行政は当然考えるべきであると思いますし、また、予算のあるところで、このマニフェストの実現をする際においても、計画と整合性のないものについての説明責任が求められるという意味で大変苦勞したということで、今回の総合計画は小さな変化と思われるかもしれませんが、私としては、この上峰町が計画的に、また、責任を持って町政運営が進んでいく上で大きな出来事であったんじゃないかなろうかというふうに考えておるところです。

また、私個人としましては、上峰町の魅力というものを深く理解することができたわけでもございます。住民の皆様のアンケートの結果を而知りながら、施政方針にも触れていますけれども、人、物、金の視点で、人口は若く元気であるし、物は充実し、その活用が課題ではございますが、お金は不足しているということでございますけれども、課題と長所というものをしっかり理解することができたということで、これらの現状を踏まえた上で、これからなすべき施策を考える経験を得ることができたと振り返ってみて思うところでございます。

以上でございます。

○3番（橋本重雄君）

今、大きな項目で3つほどに分かれた形で今までの4年間についての総括をしていただいたわけですが、やはり上峰町が財政的に大変窮屈であったというのは町長としても大変苦勞の種だったというふうに感じます。この借金の金額にしても、私がちょっと見ておまして、なるだけ事業を起こさないで、借金をしないでというような方針で進まれたような感じがします。それも当然かと思えます。しかし、事業というのは、ある程度していかないと、後回し後回しになってずっと発展がおくれていくという可能性もあるわけですね。

特に最近新聞とかで見えますと、いろいろまちが事業を行っておることが載っておるわけですが、上峰町が意外とそういうのが余り載らないので、何か寂しいような気もいたしました。特に財政問題については、窮屈な面はあったにしろ、やはりある程度将来に向かっての投資というものはしていくべきものでもあったろうなというふうに思う箇所もあったわけですね。

この財政に対しては、いかにして、今度は逆に収入を得る方法を考えないといけないんじゃないかなというふうにいつも私は思っていたわけなんですけれども、それが、例えば企業誘致とか、これも世の中の情勢もあるわけですが、そういうのもちょっと余り際立ったものがなかったような感じをしますし、それから、人口についてもなかなかふえてこない関係で、固定資産税なんかも、今、じり貧でずっと下がっているような状態でございます。そういうものを考えますと、やはりある程度前向きに取り組んでいかないと、だんだん上峰町全体がじり貧状態になっていくような形じゃなかったかなというふうに感じておりました。

それで、総合計画については、これはもう10年スパンで計画をつくっておられるわけす

けれども、それにのっとって今後町づくりをしていかれると思うんですけれども、これにつきましても、やはり町長がマニフェストをずっと掲示されておりましたので、それをやっぱり実現するというような目標はつくりやすいんですけれども、それを実施というのはなかなか難しい部分があったかと思うんですけれども、それも大体ある程度の達成はされたというふうにおっしゃっているんですけれども。それで、マニフェストについても完全なマニフェストになるような努力をされたと思うんですけれども、それはそれとして、努力をされたという分については敬意を表したいと思います。

それから、上峰町の魅力を知ることができたということでございますが、やはり上峰町にもいろいろなものがありまして、有効活用できるやつ、それから、人材もあるし、そういう形をなるべく引き出すような方策をして進んでこられたと思うんですけれども、極端にどうなったこうなったというのが余りはっきりはちょっとできていないんですけれども、私が尋ねた段階で町長を見た感じで申し上げますけれども、議会のときの答弁なんかについては、なかなか勉強されて答弁をされるわけですけれども、実際の実施の段階についてが若干遅いんじゃないかなというような感じがします。特に、町で余り金がないわけですから、国、県等に交渉に行かれて、そういうふうな国、県の補助金がつくような仕事、例えば県の事業とか、そういうのはやっぱり積極的に取り組んでもらう必要があるんじゃないかというふうに思います。そういう部分が少し積極性に欠けてあったかなというような気分がしております。一応今、町長の話を聞いた段階で私がちょっと感じた分について申し上げました。

以上です。

○議長（大川隆城君）

答弁は要りませんか。（「何かあったらまた」と呼ぶ者あり）

○町長（武廣勇平君）

橋本議員の再度のお尋ねでございますが、特に今私が申し上げた、振り返ってみてどうかということに対しての御意見でございましたけれども、確かにこの守備範囲は、行政の守備範囲をきちっと構えるということで、積極的にほかなるところからの予算、また、国、県への働きかけというものも、1年目、2年目は難しく、私自身の経験のなさも露呈したものであったと思っております。23年以降は、議員御案内の特定防衛施設関連市町村調整交付金やら、また、24年は、先ほど吉富議員との意見交換にもありましたけれども、国費を利用しての全地区の暗渠排水の更新ということで、また、昨今は過疎対策等自立再生事業、これの要望にも上京をしたところでございます。こうした取り組みがいかに町の財政を考える上で有益かということをあわせて理解したわけでございますので、私の経験のなさを露呈した部分もあったかと思っております。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、次に進みます。

町づくりについて、執行部の答弁を求めます。

○住民課長（江頭欣宏君）

こんにちは。今、橋本議員さんより、町づくりについて、マスタープランでは人口1万人を目標に掲げているが、人口増の対策はということで、過去10年の人口推移についてということでもありますので、御報告をさせていただきます。

住民基本台帳より、3月末現在で御報告をさせていただきます。

平成14年、人口数8,954人、前年との増減、増の88人、平成15年、人口数9,030人、前年との増減、増の76人です。平成16年、人口数9,161人、前年との比較、増減、増で131人です。平成17年、人口数9,276人、前年との増減、増の115人です。平成18年、人口数9,263人、前年との増減、マイナスの13人です。平成19年、人口数9,295人、前年との増減、増の32人です。平成20年、人口数9,319人、前年との増減、増の24人です。平成21年、人口数9,343人、前年との増減、増の24人です。平成22年、人口数9,383人、前年との増減、増の40人です。平成23年、人口数9,408人、前年との増減、増の25人です。平成24年、人口数9,501人、前年との増減、増の93人です。ちなみに平成25年1月末現在でございますが、人口数9,565人、前年との比較増減、増の64人となっております。

以上でございます。

○3番（橋本重雄君）

今、平成14年からの人口の推移について御報告をいただいたわけですが、この10年間で約600人ぐらいが増加ですかね、それで、こう見てみますと、極端に人口がふえる時期というのは余りなくて、徐々にふえてきたような状態でございます。先ほども申し上げましたように、人口1万人を目標にするためにはどういうふうな対策が必要かということですが、先ほど申しましたように、上峰町内の農地転用がなかなか難しくなるというような状態でございますので、今後はどのような方法で人口をふやそうという計画をお持ちかお尋ねをいたします。

○町長（武廣勇平君）

橋本議員お尋ねの2番目の項になるのでしょうか、町づくりについて、マスタープランでは人口1万人を目標に掲げているが、人口増の対策はということでお尋ねがっております。

まず、今、住基情報をもとにした人口の増減を担当のほうから申し上げられました。私もこの住基情報と同時に、国立社会保障・人口問題研究所の推計をもとに一度、昔、試算をしたことがありまして、ここに手元に資料がございますが、全体の人口の伸びは、日本全体で難しくなっております。2005年から人口は減少しているという中で、本町は極めてまれなケースだと思っておりますが、人口増が見られていると。また、特に年少人口割合が厚みがあ

り、生産年齢人口も多いということでございます。

この人口増がいつまで続くのかということですが、その推計をもとにグラフにしたところは2016年がピークになるだろうと分析をしております。一般論ですけれども、右肩上がりの経済成長、そして、人口が増加する時代にあっては、生産年齢人口が増加すると住民1人当たりの税収も増加するわけですが、人口減少と高齢化の時代を迎えたときには、税収の減少と高支出構造が当然ついてくるということになります。つまり、とにかく人口をふやすということで1万人を目標にしておりますけれども、人口がふえれば、ただそれでよいということではなく、継続して好循環をつくることのできるためには生産年齢人口の転入を促すことが求められているということで考えています。かつ、人、物、金の現状を踏まえて1万人人口を目指すためには、第一には、まず、長期的な緩やかな人口増加策、特に生産年齢人口をふやす施策、それは、子育て支援を充実させながら、高齢者福祉に力を入れるということが柱になるべきだと考えております。子育ての安心と老後の安心を勝ち取ることが最も重要であると考えております。既設の箱物を官民連携を視野に活用して、個人の住みやすさに視点を置いた施策から個人の生活にきめ細かく事業が行き届くと施政方針でも申し上げていますが、暮らしやすさを追求する施策が必要であると考えています。人と物と金の現状は施政方針にも載せております。

特に本町の課題であるのはお金の部分でございまして、いまだ基金の状況も早期健全化判断比率、2指標の状況も決してよくない小康状態という観点から、大きな大型投資を控えるを得ない。その中での生産年齢人口の転入促進を加速させるために、さまざまな子育て支援やらで生産年齢人口が安心して子育てができ、また、老後の心配なく定住促進が可能になると、こういう大きな方向性を持って施策を進めていくと考えていくべきと思っています。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

一応お答えいただきましたが、例えば具体的に、町内見てみますと、アパートはもう結構ふえていると思うわけですよ。ところが、アパートに住む人は何か条件がいいと、例えばよそのまちに、もうすぐかわっちゃう可能性はあるわけですよ。だから、やはり自分の、上峰に住もうという家をちゃんとつくってもらうことが先決問題と思うんですよ。それをしないと、やはり余りにもアパートでは流動的な状況になると思うので、今、上峰町で住宅用地にということを見ると、今、三上地区が一番の候補地じゃないだろうかというふうに思うわけです。それで、あそこには避難道路ですかね、あそこができたんですけども、それと、以前、官舎ができるという話があって道路の整備等も若干あっているわけですが、やはり環境整備をしてやると家はだんだん建っていくわけです。今現況を見てみますと、2号線の両側には家も大分建ってきておるわけです。そこで、やはりある程度町のほうで投資も必要かなと思うわけですよ。特に、三上の中に東西の線はあるんですけども、南北の線

というのがないんですね。だから、そういう環境整備をどういうふうに考えてあるかお尋ねをしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

橋本議員のお尋ねでございます。

この人口増の1つの切り口として、今現在、三上地区の定住促進のための道路整備計画ということが必要という指摘であろうと思います。この計画については、振興常任委員会を通じた住民の皆様からの請願もあったものと思っております。先ごろ振興常任委員会については、計画をこちらのほうで、設計業者で、交差点の改良案とともに道路計画の現状をお示ししたところでもございました。

そのときの1つの視点として交差点の改良以外の部分で出たのは、確かにもう虫食い状態に住宅が建ってきつつございまして、なかなか路線の確保というのが難しいということもお伝え申し上げ、財政的な面でこの計画の計画づくりが難しいということで、棚上げといえますか、そういう形で理解をしているところでもございます。

人口増加の施策というものは、こうした直接的に生産年齢人口への定住促進の環境を整えることということも当然必要なことだと思っておりますし、今大きな事業として控えております農業集落排水の機能強化事業やらさまざまございます。いろんな面で課題がある町ではございますけど、特に、財政的な課題がある以上は、ソフト事業をやっぱり延伸していくということを並行してしていくことで、この生産年齢人口をふやしていくことにつなげたい。ホームページ等での人口予測やら将来推計をもとにした優位性に関する情報発信を積極的にやっていくこととか、例えば、UターンとかIターンとか、そうしたことを促すために上峰人会というか、上峰の出身の方に対する働きかけを行うだとか、また、官民連携も視野に入れて民間の宅建取得の業者との協議会を設置するだとか、これは今私が個人的に行っていますが、ちゃんとした協議会をつくったりすることを通じて民間の不動産開発を促進していくということも一つ有効な手段でなかろうかと思っております。

ちょっと直接的なお答えは冒頭の部分のみでございますが、人口増加策ということで考えているところでございます。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

人口の増加対策ということでこの間の新聞にも載っておりましたけれども、みやき町のほうもやはり人口がどんどん減っているということで人口増の対策を書いてあったわけですが、やはり官だけでやるというわけでもなかなか財政的にできませんので、やはり今町長がおっしゃったように、民間とタイアップした形でやっぱり今後は進めていく必要があるというふうに感じます。それで、将来の子育てとか老後の安心とかを確保するためには、やはり魅力がないと皆さんよそのまちから転入もありませんので、今後、魅力ある上峰をつく

るために、やはりそういう民間の力をかりてみたり、いろいろの方策を、近辺の施策をされている町を見てみますと、いろいろなことをされておるわけですので、いいものについてはそれらを参酌しながら、人口増加になるような施策を進めていってもらいたいというふうに思います。

以上でこの項を終わります。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

情報発信「カミング上峰」について、執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

私のほうからは、情報発信「カミング上峰」の今年度の状況として状況を見ましたところの数字として費用対効果を出した例を申し上げたいと思っております。

佐賀県緊急雇用創出基金事業を活用いたしました委託事業として、長崎放送株式会社佐賀放送局と上峰町情報発信ラジオ番組制作運営業務委託として契約、先ほど申されたとおり、20,483,740円で委託契約をしております。今現在、NBCラジオ佐賀から毎週木曜午後3時40分から4時10分の30分間、また、10月にはRKBラジオからも毎週月曜日午後5時20分から午後5時30分の10分間のラジオ放送を行っているところでございます。

今年度の事業実績といたしましては、NBCラジオ30分番組年間43回、紹介企業といたしまして、団体合わせて112件、取材対象者として1,600人、町のCMとしてスポットコーナーを60回流しております。

また、RKBラジオにつきましては、10分間番組といたしまして半年間の26回、先ほど申し上げましたとおり、企業、団体等の紹介26件を流しております。

また、上峰町ホームページ及びフェイスブックの作成、それと、雇用創出として、パーソナリティーウェブ担当といたしまして計5名を雇用しております。

次に、効果の算定といたしましては、次の手法にて算定をいたしております。

まず、町内企業、団体、これがラジオを使ってPRを行う場合に要する制作放送費用、それと、この事業の趣旨に基づく5名の雇用に係る経費の2項目から算定をさせてもらっております。

まず、制作放送費用としては、実際、企業や団体がラジオを使ってPRをする場合においては、10分放送で1件、約112千円の費用が必要になっております。その合間のスポットコーナーとして、町のCM料として1件13千円かかるということでございます。年間件数といたしましては138件で、宣伝費用合計16,236千円の宣伝費用を捻出することになります。

また、テレビリサーチ調査によりますと、時間帯平均聴取率2.9%で2万9,000世帯、約8万7,000人の方が聞いてくださっているということであります。多くの方が上峰町の企業や文化について知り、興味を持っていただいているかと思っております。

ただ、これにつきましては、先ほど議員より申し上げましたとおり、町内の方がどれだけの方の聴取があるかということにつきましては、この数字としては上がってきていないのが現状でございます。

次に、しかしながら、取材対象については、町民の方、先ほど言いましたとおり、1,600人を対象として多くの町民の皆さん方の取材等を行っておりますので、少なくともその1,600人の方の聴取はできたものと考えておるところでございます。

次に、5名の雇用にかかる費用といたしましては、約10,300千円を人件費として支払っております。先ほど申し上げました宣伝費用16,236千円、それと、5人の半年から1年の雇用費用10,300千円がこの事業の契約20,483,740円に対する額的な効果だと認識しているところでございます。もし、この雇用に町内の方がおられれば、これまた大きな費用効果になるかと思えますけれども、この5人の雇用者については、残念ながら上峰町内の方がいないのが現状です。

また、上峰町のホームページ及びフェイスブックによる情報発信の状況につきまして申し上げます。

上峰町のホームページに「カミング！かみみね」のコーナーを設け、過去の放送や取材風景を見聞きできるように行いました。ホームページを見ていただいている回数が、年度当初4,500件程度で推移しておりましたけれども、10月に5,255件、ことし1月末には6,187件と大きく伸び、多くの人に情報発信ができると思っております。

さらに、フェイスブックでは、「いいね」と登録していただいている方が80名いまして、県内はもとより、関西、関東の方に「いいね」と登録いただいております。そして、その方々の友達が約1万6,849名いらっしゃいます。フェイスブックの記事が投稿されるたびに友達から友達へと多くの方々が上峰町の情報を見ていただいておりますと確信しております。

それと、今回雇用されておりました5人のうち、お一人の方がNBCのほうに職が内定されると聞いております。このことにつきましては、この事業に携わった者として大変意義あるものと感じております。

ただ、議員がおっしゃるとおり、町内に対しての発信ということになりますと、どれだけの方がこの事業について認識されているかはなかなか難しいところですが、25年度以降についても、この事業を今回は目線を変えた中で観光情報という中で進めていくところでございますので、25年度以降につきましては、町内の方へのそのような形での聴取を強く進めてまいりたいと思います。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

今る説明をしていただきまして、費用に対する効果、それはなるほどということでわかりました。それで、ホームページとかフェイスブックというのはやはり若い人たちはそれで

カバーできるかと思うんですけれども、ちょっと高齢者の人たちに対してはなかなかそのほうでは無理じゃないかというふうに思うわけです。

それで、広報紙を毎月出してあるわけですので、そこの中にある程度、要旨だけでもよろしいですので、そういうふうな、こういう放送をやりましたというような記載ができないものかお尋ねをいたします。

○振興課長（江崎文男君）

今おっしゃられるとおり、広報紙の活用、それにつきましては今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（大川隆城君）

それでは、次に進みます。

役場職員、嘱託職員、臨時職員の採用について、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

3番橋本重雄議員の、役場職員、嘱託職員、臨時職員の採用について、現状はどうかというお尋ねでございます。

現在、役場に雇用しています嘱託及び臨時職員の数は、企画課で臨時1名、税務課で臨時2名、住民課で臨時1名、健康福祉課で嘱託、臨時各1名、議会事務局で臨時1名、教育課で嘱託1名、臨時17名、生涯学習課で臨時3名、文化課で嘱託2名、臨時1名となっております。

このうち、緊急雇用創出事業によって雇い入れている人が12名いますが、それらの人はハローワークに求人を行っております。勤務日数や採用期間が短いような場合や急に欠員が生じた際、また、正規職員が少ないなどでキャリアのある臨時職員や免許を要する者を雇い入れるときは、職場の事情によって必ずしも公募にならないこともあります。正規職員が少ない中であっては、おのおのの事務を円滑に進めるため、現状では仕方がないと理解しております。

また、採用に関する事務につきましては、嘱託、または臨時職員を必要とする課によって行っております。

以上でございます。

○3番（橋本重雄君）

現状をお知らせいただきました。それで、やはり特に臨時職員というのは急に物事が発生すると思うわけですよね。それで、その都度その都度採るのもいいでしょうけれども、4月1日現在かなんかで、登録制みたいに一応1年分の応募者の希望をとって、それを保管して、それで必要な事項が出た場合にその名簿の中からお願いするというふうな形もできると思うんですよね。それで、なるべく公平にしてもらったほうが住民の方も、仕事を探しておら

れる方は結構いらっしゃるわけですので、そういう応募の機会を設けてもらったほうがいいと思うので、それはどんなでしょうかね、4月1日現在で全体を登録制にするような形というのは。

○町長（武廣勇平君）

橋本議員の再度のお尋ねでございます。

登録制という御提案をいただきました。

応募者を登録制に以前用いられたことがあると聞いております。その際、採用とならなかった応募者から不満が生じたことがあったとも聞き及んでおります。多数の応募者があった場合、採用人員にやはり限りがあるので、敗れてしまう人たちが出てくるということも当然、想起されると思いますが、今議員がお尋ねになった背景には、やはりとにかく公募に頼らず、公募なしの中で採用されている職員に対する公平性を欠くということなのかもしれません。一つ一つ先ほどこちっと補足してお伝えすればよかったんですけども、ちょっと話させていたいただきたいと思いますが、まず、企画課の清掃業務は、以前は庁舎の清掃を委託していたんですけども、経費節減のため、トイレの清掃を中心にして平日の午前中勤務の臨時職員として今は雇い入れているところです。庁舎及びふるさと学館の清掃を午前中に迅速かつ丁寧になすというところで、清掃の仕事をされた経験のある方を採用しているため、公募は行っていないということでございます。

また、税務課の事務補助につきましては、税務課職員が前年度1名減となったということで、業務に支障を来さないように23年度で税務課を定年退職した者を採用したと。経験者を雇うメリットから公募を行わなかったということで、これも職員減に伴う緊急性が当時はございました。

また、住民課につきましては、住民票の交付等の業務を行うということで、臨時職員が急遽1月末で退職されまして、後任を置く必要があり、また、行政経験のある者を採用したという経緯があるようでございます。

健康福祉課につきましては、キャリアを積んだ者を雇ったほうが家庭訪問等で住民と接することが多いということで効果的だという判断。

また、議会事務局についても、会議、出張等で2名の正規職員が不在となるとき、留守を預かることができるということで公募は行ってこなかったということで、それぞれ各課の緊急性だったり、また、経験を重視したところで公募を行わずというところになっております。27人の臨時職員のうち、公募なしは7名ということでございまして、残りの20名につきましては、公募、回覧、もしくはハローワークにかけていると、現状をちょっと補足してお伝えさせていただきます。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

今、町長が答弁されたように、経験がある人が、使うほうとしては利便性がありますので、そういう雇い方もなってくるかもわかりませんが、町民の目線から見れば、やはり公募で採用するのが一番の公平性だというふうに感じますので、あとの採用についてはいろいろ条件があると思いますけれども、基本的には、やはり公募で職員についてはしていくという形をとったほうが、私の感じとしては町民を平等に扱う観点からして公募で採用されるのが一番いいんじゃないかというふうに思いますので、特に、今度新年度が間近でございますので、そこら辺は部内でよく検討されて方針を決定していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（大川隆城君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上で3番議員の一般質問が終わりました。

お諮りをいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、2時20分まで休憩いたします。休憩。

午後2時4分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

次に、2番寺崎太彦君お願いします。

○2番（寺崎太彦君）

皆さんこんにちは。2番寺崎太彦。ただいまより通告書に沿って質問させていただきます。大きな質問が2点。

まず、一番最初に買い物支援サービスについて。

その中の1点目、事業の内容は。2点目、今後の課題は。

次に、大きな質問、その2番目。

消防防災について。

その中の1番目、消防団第1部格納庫の移転は。移転の状況を確認したいと思います。

2番目、女性消防団の活動の内容とはどういうものか。

3番目、非常用備蓄の保存場所はとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に買い物支援サービスについて、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（岡 義行君）

こんにちは。寺崎議員の質問の中の買い物支援サービスについての第1項目、事業の内容はということで答弁させていただきます。

この事業につきましては、平成24年4月末日よりスタートしました買い物支援サービス「上峰おたっしゃ便」というんですけれども、これは社会福祉協議会の事業として町が800千円を補助している事業で、社会福祉協議会とイオン上峰が協定を結びまして、この経費については双方折半で運営をされております。

その内容につきまして、まず注文の伺いをシルバー人材センターの方が毎週木曜日に各戸に出向き注文をとり、その注文された部分をイオン上峰に伝達し、イオン上峰のほうから毎週金曜日に各戸に配達するようになっております。

利用者につきましては、当初、米多団地と西峰団地で実施をしておりましたが、実際はその2団地で登録者3名、米多団地2名、西峰団地1名というような利用でございました。

その後、10月に坊所団地、あるいは社会福祉協議会が行っております配食サービスの方々に調査をし、その中でまた登録したいという方が8名の申し込みがありました。

また、10月の区長例会でも区長さんたちに依頼をし、民生委員の協議会の折にも民生委員さんたちに買い物支援サービスを受けられる方の依頼をし、11月下旬には広報紙の折り込みで全戸チラシを配布いたしました。

また、現在、社会福祉協議会のほうで行われております社協主催で出前協議会というのがありますけれども、そこでもこの買い物支援サービス「上峰おたっしゃ便」のPRをやっております。その結果、現在の登録者数は14名いらっしゃいます。

なお、その中で実際に利用された方というのは8名いらっしゃいました。

以上で答弁を終わります。

○2番（寺崎太彦君）

どうして買い物弱者が出てくると自分なりに勉強したら、上峰町ではないんですけど、まず人口減で店にお客が来ないで店が町内からなくなっていくとか、それとか高齢者で自動車の運転ができなくなったとか、核家族で子供が小さいので大きい買い物ができないとか、そういういろいろ、そんな理由で買い物弱者が出てくると思います。

買い物支援をするのは、大きく3つあると思うんですよ。

まずは、住民の近くに店をつくる。

具体的に言うと、移動販売等に補助金を出して、それとか上峰町みたいに商品を宅配する。それとか住民を店に運ぶ。これは今「のらんかい」バスでされておりますので、上峰町は商品を宅配する、それに特化していけばいいと思います。

どうですか、ICT、何かタブレットみたいなのをを使って店から住民のほうに商品の情報発信等、そういうなかなか相手が高齢者なら難しいとは思いますが、何かそういう考え等

はあるんでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

寺崎議員の買い物支援サービスについての御質疑でございますが、今、御提案いただきましたＩＣＴを活用しての対応は当初考えの範疇にございましたけれども、実際のリテラシーの問題、そして一番大切なのは人を介して見守り、安否確認ということ。また、電話をいただいてその声を聞くことで安否を確認できるということが非常に重要だという視点に立ちまして、現在のところ行っておりません。

また、今現在の利用者数で申し上げますと十分この電話の応対で対応できる範囲でございますが、先々、今後、利用者が多くふえてきて、電話での応対が社協のほうでも難しいということになった際に検討すべきものだろうというふうに考えております。

以上です。

○２番（寺崎太彦君）

買い物支援サービスは、イオン上峰と行政が折半してするとか今言われたんですけど、自分がちょっと調べた中で、地域商業活性化支援補助金、そういう補助金、中小企業庁の補助金があったんですけど、こういうのは使えなかったのでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

寺崎議員のお尋ねでございますが、今、御提案をいただきました地域商業活性化補助金、中小企業庁が出されているということでございますが、それについては、今後検討させていただきたいと思います。

私どもは、こうした補助金がないものと思う中で進めてきた経緯がございます。また、中小企業庁というところでございますので、関係する商工会あたりにも協議をさせていただき、そうした補助金についての概要を理解したいと思っております。

以上です。

○２番（寺崎太彦君）

24年度はあって、今年度はあるか、ないかわかりませんが、そこら辺をできればよく調べて、使えるもんだったら使っていくようお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

次に進んでいいですか。

それでは、今後の課題について、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（岡 義行君）

２番目の項目の今後の課題はということなんですけれども、先ほど申し上げましたとおり、現在の登録者数が14名、実際は利用者８名であります。

この部分につきましては、まだもっと利用をしやすく、もっと利用者がふえるように、まずはしていかなければならないかなと思っております。

それから、商品なんですけれども、今現在、イオンさんのほうで食材、日用品等を中心に品ぞろえはありますけれども、実際、本人が欲しいような品物がなかったりするということもあったというようなことを聞いておりますので、できるだけ利用者の声を聞きながら、品ぞろえも充実していきたいということであります。

以上で答弁を終わります。

○2番（寺崎太彦君）

自分なりに問題点は何だろうかと考えた中、社協などが要援護者台帳や日常生活実態調査等に基づいて細かくニーズを、どういうものが要望されているのかとか把握するなどして、効率化を進めて——まだ始まったばかりの事業なんですね。なるべく継続していく、その両面で有効にしていくことが課題。

それと、民生委員さんなど、それとかボランティア団体とか一緒になって顧客等に異常があった際とか、いろいろなニーズが、何か剪定をしてくれとか、いろいろニーズがあるかもしれませんので、そんな異常があった際には民生委員さんに——先ほど町長が言われたのとかぶりますけど、通報する役割を担うなど、公益的な機能をあわせ持つ、ただ、商品を持っていくだけじゃなくて、社会的に貢献できるようなことが大事かなと思います。

○議長（大川隆城君）

答弁は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

それでは、次に進みます。

消防防災について。

まず、最初に消防団第1部格納庫の移転について、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

それでは、私のほうから1番の消防団第1部格納庫の移転につきまして、御答弁を申し上げます。

第1部格納庫の移転につきまして、2月17日日曜日に消防団第1部の部長さんほか、役員の皆さんと大字前牟田の区長さん方と話し合う機会を設けております。

話し合いの中で候補地を3カ所設定いたしましたので、そのおのおのについて今後調査をしていきたいと、そのように考えております。

また、移転に当たりまして、当然費用が必要でございますので、総務課といたしましては防衛省の調整交付金の事業で行っていただけると、そのように考えております。

25年度に用地等の条件整備を行いまして、26年度に移転することで検討してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

今使っている消防詰所もできてかなり年数がたって、大分使い勝手が悪いなど、まず流し

等がなくトイレもない。そして一応畳の部屋があるんですけど、かなり狭くて年末警戒等、ちょっとみんな一緒に集まって話もできない。

できれば今度1部が移転されて新築されるなら、コミュニティー消防センターみたいに何か消防団とそこの地区の住民との交流ができるように、もう少しちょっと広目に、そんなふうに、施設をもうちょっと使い勝手がよくはできないものでしょうか。

○総務課長（池田豪文君）

今の御質問というのは、3部のことでおっしゃったのかなということですが、ちょっと思ったんですけども、ほかの施設ですね、平成元年に1部、それに2部、それと4部につままして新しくしまして、3部につまましては、前、役場の本部が使っていた施設を利用しているわけですが、ほかの部からもそういう新設関係について御意見が出てくるんじゃないかなということ、推測しているところですが、どれぐらいの用地を確保できるか、そういったことによりましてその格納庫というのも決まってくるかなと思っております。

それで、今はトイレにつまましては、学習等供用施設のトイレを、外のトイレを使うことができるんですけども、前にも申し上げたかと思うんですが、ほかの場所に移りますと、そういった水道施設、それにトイレ等の施設も当然必要になってくるかと思しますので、それは当然考えていかなきゃいけないと、そのように考えております。

ただ、コミュニティーにつまましては、今申し上げましたように、その用地の広さにもよると思しますので、そこら辺は今後の検討課題だと思っております。

以上です。

○議長（大川隆城君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃ、次に進みます。

女性消防団の活動について、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

続きまして、2番目の御質問に御答弁申し上げます。

本町の女性部につまましては、10名の団員が在籍をいたしております。

その活動につまましては、入退団式典、教養訓練、AEDの講習、防火訓練、出初め式のほか、県消防協会が主催されます女性消防団員を対象としたセミナーへの参加等がございます。

また、春と秋の火災予防運動期間中につまましては、火災予防の広報活動に取り組んでいる。それがこの活動内容でございます。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

何かいろいろ言われたんですけど、女性消防団は何か広報と、あと式典のお手伝いが役割みたいな感じで言われたんですけど、もう少し役割があるんじゃないかなとは思っていますよ。

今、男性の消防団もなかなか入ってくる人が少なくて、団員もなかなか集まりにくくて、団員の高齢化ですか、平均年齢も上がっています。

そして、女性消防団が火事の前線に行くということじゃなくて、初期消火ですか、消火栓を使ったとか、実際火事が起きたら後方支援、けが人を介助するとか。

どこの部も1部から4部、年に一回は消火栓の説明会をしているんですよ。よければ女性消防団もそれに、4つに分かれて皆さんをちょっと派遣して——やっぱり実際消防団——昼間の火災はなかなか自営業者ばかりじゃなくてサラリーマンがほとんど主体ですから、昼間の火事は、私たちも消火栓の説明をするときは主婦の方やちょっと高齢者の方になるべく使ってください。1分1秒を争う場面ですので、どんどん使ってくださいと、そんなふうになっているんですよ。

そいけん、女性の方もせっかく消防団でおられるなら、消火栓とかそんな訓練をしたらどうかなと思いますけど、どうでしょう。

○総務課長（池田豪文君）

消防団がやっぱり少ないといえますのは、佐賀県レベルでも問題になっておりまして、佐賀県におきましても、消防防災課が主体となって、各地区の消防団に対してどういった取り組みをした方がいいだろうかということを今検討されているところでございます。

それで、私が最初御答弁申し上げましたときには言葉足らずだったかも知れませんが、必ずしもマスコットの的なものではなくて、もう議員も御存じのとおり、防火訓練のときには消火器の取り扱いとか、女性消防団のほうが主体的に住民の皆さん方に啓蒙、啓発をしている状況でございます。

あと消火栓の取り扱いにつきましては、各部の団員の皆さん方が地域の住民の皆さん方に御説明いただいているというのは大変感謝申し上げますところでございますし、そのときには女性の方たちにそういった訓練というのを、取り扱いの仕方というのを教えていただくと大変初期消火には助かるものだというふうに思います。

あと、女性消防団員の10名が消火栓の取り扱い方を学ばせるといいますか、その取り扱い方を学ばせることはいいことだと、そういうことに思うんですけども、何せ10名しか団員がおられませんので、そこら辺のところを各地区に赴かせても、自分が訓練することで終わるところで、あと自分が火災のときに消火、そういったことまではできないのかなということでは思っております。

それと、あと議員からこういう御質問がございましたので、県内の女性消防団の数を調べてみました。そうしましたら、佐賀県内で380人の女性消防団の団員がいらっしゃる、これを二十歳以上の女性の人口で割り戻しますと、上峰町は町内で10名しかおりませんが、

3 番目に加入率が高い。女性の二十歳以上の人口3,904人に対して10名ですので、390人に対して1人いるような感じになります。

ちなみに、鳥栖市におかれましては女性消防団員が6名で、女性の二十歳以上の人口が2万8,431名いらっしゃいますので、4,739名にお一人女性消防団がいると、そういう形になります。

だから、私たちも女性消防団といいますと、この10名の中で8名は御存じのとおり役場の職員でございます。役場の職員が必ずしも女性消防団に入らなきゃいけないかといいますと、それは入らなくていいと思うんですけど、どうしてもやっぱりそこは役場ということで入っていると、そういったところですので、そういった点も御理解いただきたいと思います。

私どもも住民の皆さん方から広く女性消防団に入っていただく方がいらっしゃれば、大いにそれは勧誘していきたいと思いますけれども、それは議員の皆さん方にも御協力いただきますようによろしくお願いいたします。

以上です。

○2 番（寺崎太彦君）

ちなみにですけど、今度の日曜日、3 部は消火栓説明会をしますので、誰か参加者があれば、ぜひよろしくお願いいたします。

消防団とは、自分なりに考えたら、ただ単に消火活動をする、昔はそんなふうに思っていたんですけど、最近は消防団がコミュニティー、何か小さな仲間のような、だんだん年数もたってきたらそのようになってきて、女性消防団も昔はうちのおふくろぐらいのときまで婦人会とかいろいろあったんですけど、今はもうそういうのが礎ぐらいですかね、それ以外はほとんどもうなくなっていると聞きますので、女性消防団は何かそんなふうにコミュニティーみたいな、女性の集まりみたいな感じで広がっていけばいいかなと思います。

それから、ちょっと関連なんですけど、出初め式等で本部、本部は2台消防車がありますけど、昔は2台出してきてあったんですけど、最近は多機能車だけしか出てきてないようなんですけど、これはどういうことなんでしょうか。

○総務課長（池田豪文君）

そのお答えをする前に、1つですけども、婦人会とか、そういう組織がありましたら非常に有効だと私も思います。

吉野ヶ里町なんかは、各地区の婦人会の支部長さんだと思うんですけど、そういう方がこの女性消防団のほうに入られたりして、そして活動をされていると、そういったところで聞き及んでおりますので、議員各位におかれましては地元で婦人会のまた再結成をよろしくお願いいたします。

それで、あと本部の消防車の件でございますが、1台しか出していないというのは、本部の人員のこともあると思います。例えば、本部の消防団員につきまして、ほかにちょっと総

務のほうで式典を行うに当たりましてお手伝いをいただくことが多々ありますので、1台で放水とか、あるいは1台持ってきていると。動かないわけじゃございませんけど、来年、25年度につきましてはポンプ車を入れたいと思っているところでございますが、1台持ってきているというのは、1台放水するということで、ただ1台だけしか持ってきていない。その分につきましては、私どもが準備するに当たりまして、本部員をお手伝いいただくことがありますので、そういった事情でそういうことでございます。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

何か動かないわけじゃない、人数的な問題とか言わっしゃったけど、実際この前、目達原自衛隊の火災のときですか、動かなかったじゃないですか。

確かにもう20年強なりますので、いろいろふぐあい等出てきておりますので、なるべくならやっぱり動かしたほうがいいと思いますので、そこら辺もよろしく願いいたします。

○総務課長（池田豪文君）

あのときは私が運転して、あと団長を乗せて自衛隊のほうに行きましたので、よく覚えております。それでその後、すぐ処理をしたところでございます。

また、そういったことがございますので、ポンプ車を切りかえようということで御提案させていただきますところでもございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大川隆城君）

よろしいですか。

それでは、次に進みます。

非常用備蓄の保管場所について、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

それでは、3番につきまして御答弁申し上げます。

今年度から災害用品の備蓄を行っていく計画をいたしております。

その保管場所につきましては、庁舎別館の1階フロア西側と、その南に隣接します倉庫を予定してまいったところでございます。

平成24年9月議会におきまして、林議員様からの一般質問に対する資料といたしまして、今後5カ年間の備蓄計画品目を御提示いたしました。

その中には、食料品だけでなくトイレットペーパーとかティッシュ、紙おむつなど消耗品とか、あるいは毛布のほか、非常用のカセットコンロ、簡易トイレなどの資材も保管していく計画をいたしております。

これらの物品を置きますには、その場所が一番よいと私どもは考えておりましたけれども、商工会の事務所とする旨の結論が町長より下されましたので、現在の商工会事務所がある2階の場所に保管していきたいと、そのように考えるところでございます。

以上でございます。

○2番（寺崎太彦君）

備蓄する場所は、建物の中はどうかと、かなり私自身は疑問に思います。

もし、災害があった場合、建物の中にあつたら、その備蓄したものが取り出せないとか、そういうのが想定できるんじゃないかと。

やっぱり備蓄するなら建物の外に何かこう、備蓄するものは、大体経済性や利便性を考えたものじゃないかなと思います。

例えば、常温で長期保存ができるとか、湿度、水分で変質しないこととか、開封後もそのまま使えることとか、輸送が簡単なこととか、それとか経済性で言えば価格が安いとか、それとか保存期間、一緒なんですけど、変質ロスが少ないとか、保管場所をとらないとか、保存が安易とか、保存に特殊な設備が要らないとか、廃棄を考えた場合、変質品の廃棄に問題がないとか、やっぱりこんなことを考えたら、例えば今、公用車の倉庫がある西側の焼却炉、あそこら辺にコンテナをちょっと置いて、そこに備蓄したらどうかと思いますけど、どうなんでしょうか。

○総務課長（池田豪文君）

コンテナの温度が夏場どれくらいになるかですね、そういったことがあろうかと思います。

水とか、あるいはアルファ米とか保管するようになりますので、ほかにトイレットペーパーとか、そういった消耗品類、口に食さないものというのは別段いいと思うんですけれども、そういったものについてが、そういったコンテナで夏のあんな暑いときにどれくらいの温度が上がってということを考えますと、どうかということだと思いますけれども。だから、私としてはお米を入れるような冷温保存庫ですね、あんなのに食料品みたいなのは入れておいたほうが安全だなと思っていたんですよ。

以上でございます。

○2番（寺崎太彦君）

これは、同僚の林議員さんがかなり詳しいんで、どういう、備蓄の食料等はそこまで余り詳しくないんですけど、場所が建物の中やったらこの前の答弁、同僚議員のときは1階のあそこに置くとか、どうかとかえらく思っていて、やっぱりどうせ置くなら外に置いたほうがいいかなと思っておりました。

○総務課長（池田豪文君）

私は県庁に行くとき、ずっと南のほうから行って、ボルガの横をって——喫茶店とパン屋があるんですけど、あそこの横をって県庁に行くんですけど、手前のほうに消防の分所みたいなのがありました、あそこなんか今備蓄で、そういった消防署を今もう機能じゃなくて統廃合しまして、建物だけ残っていますので、そちらのほうに今佐賀市のほうでは備蓄されたりしております。

だから、建物がいけないというのは、私はないんじゃないかなと思っております。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

済みません、ちょっと関連。そしたら、別館の1階にはもう置かないということなんですか。

○総務課長（池田豪文君）

お答えいたします。

冒頭申し上げましたように、1階のところには商工会を2階から1階におろすということの決断を下されていますので、そちらのほうにはちょっと置けないということで、今ある施設をじゃどういふふうに使うかといいますと、商工会が下におられるなら2階のところが空きスペースになるということでございますので、一旦は2階のほうに移したいと思います。ただ、5年間しますと、ある程度の量が出てきますので、それはそれなりに今後考えていく必要があろうと思っております。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

○町長（武廣勇平君）

_____〔発 言 取 り 消 し〕_____

○議長（大川隆城君）

よかですか。

以上で2番議員の一般質問が終わりました。

お諮りをいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います。
御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、3時20分まで休憩いたします。休憩。

午後3時6分 休憩

午後3時20分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

○1番（原田 希君）

皆さんこんにちは。1番原田希でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。本日最後の質問者となっていますが、よろしくお願いいたします。

今回、大きく2点だけ質問させていただきます。

まず1点目でございます。子育て支援についてということで、先日、新聞、テレビ等報道で、ワクチンの小児用肺炎球菌ワクチンですね、この無料接種に関する報道がございました。これを受けまして、ちょっと詳しく御説明をいただきたいというふうに思っておりますので、1番、これに至った経緯、2番、これを受けまして今後の対応はどうされたか、もう対応されていると思いますが、どうされたかということと、こういったことが起きないように対策はどういうふうに考えられているかということでお伺いをしたいと思います。

2つ目でございます。町の活性化についてということで、これも最近よく新聞等で報道をされておりますILC（国際リニアコライダー）の県内への誘致活動ということで、素粒子物理学の研究施設を世界で1カ所建設しようということで、何カ国か候補地がある中、日本

もその中に入っていて、日本国内では東北の北上山地というところと佐賀県の脊振山地というところが国内の候補地ということで、今誘致活動をそれぞれされているようでございます。

もし、佐賀県の脊振山地、脊振山地といっても、西から東ずっと広がるございますが、これが佐賀県に誘致された場合、まちづくり、経済面、教育面、いろんなところ、いろんな分野に与える影響というのはとてつもなく大きいものではないかというふうに思っております。この県内の誘致活動について町としてどう思われるかということをお伺いしたいと思っております。

同、小さく2つ目、関連でございますが、この誘致活動を一つのきっかけとして子供たちがこういった基礎科学を学べるような取り組みが何かできないかということでお尋ねをさせていただきます。

以上、質問事項でございます。よろしくお願いします。

○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に、子育て支援について執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（岡 義行君）

私のほうから、1番原田議員の子育て支援について。その中のワクチン無料接種に関する報道を受けて、1の経緯について答弁をさせていただきます。

この子宮頸がん等ワクチン事業、3ワクチンあるんですけれども、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、この事業は平成23年の1月から始まりまして、国の実施要領、基金事業のQ&Aに基づき実施しておりました。それによると、小児用肺炎球菌ワクチンで標準的な接種方法から外れた場合、疾患等のやむを得ない理由がある場合は補助対象、自己都合の場合は補助対象外との明記があり、県の実施要領でも小児用肺炎球菌の追加接種は十二月から15カ月齢の間に完了というような明記がされており、本町としましても標準的なスケジュールや標準的な接種間隔から外れた場合でも、疾患等の理由により接種がおくれた場合は、対象年齢内であれば無料で接種できるというような説明をしておりました。

しかしながら、県が国に問い合わせしましたところ、追加接種は対象年齢内であれば、十二月から15カ月齢過ぎても無料との回答があり、平成24年11月、県内の市町での取り扱いに違いがあるということで県の医師会より県のほうに要望が提出され、それを受けて本町の予防接種台帳で確認をいたしましたところ、新聞での報道のとおり5名の方が追加接種されておりませんでした。3回目までの接種していた病院にその分確認いたしましたところ、1名の方が自己負担で接種されておりました。その分につきましては、保護者の方に説明をし、返金をするようにしております。医師会より県へ要望書が出て、それを受けて12月の初旬に県より各市町に調査があり、その結果を医師会のほうに報告をされ、それで今回の報道とい

うことになりました。

なお、県の東部1市3町、鳥栖、上峰、基山、みやき町とありますけれども、みやき町は今回の7市町の中には入っておりませんが、この東部地区の見解的には1市2町の部分は統一してこの予防接種の実施期間をやっておりましたので、今回の報道機関の7市町中の1市2町に入っておる次第でございます。

以上です。

○1番（原田 希君）

説明をいただきました。

済みません、ちょっとわかりにくかったんですが、20市町の中でそういった解釈の違いが生まれたというところはどのようにしてなのかというのをお願いします。

○健康福祉課長（岡 義行君）

先ほどの標準的な接種方法というのが追加接種というものがあまして、これが十二月齢から15カ月齢の間に完了ということで、15カ月齢の間までに完了ということでありましたけれども、実際は5歳未満まで接種でき、その助成対象になるということで、その標準的な部分の解釈が各市町が違っていたということで、その違いが医師会、広域医師会になりますので、本町の方、あるいは例えば、本町の方が違う町で行ってそういうふうなことで助成対象にならなかったとか、そういう部分があって医師会のほうから、県の医師会のほうにそういうふうなことで要望が出て、県の医師会が県の担当課のほうにその要望書を提出されたということで、標準的な接種方法をちょっと各市町がそれぞれとり方が違っていたということでございます。

以上です。

○1番（原田 希君）

医師会のほうからそういった問い合わせというか、そういうのがあって解釈違いがあるということがわかったということですが、平成23年の1月に始まってからそれがわかるまでに保護者の方から問い合わせとか、そういうのはなかったんでしょうか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

問い合わせ等は先ほどの1件だけの自己負担でされた方、1件のみが保護者がというよりも、小児科の病院のほうからありまして、その方については自己都合というようなことで対象外というようなことで、1件だけその分説明があり、平成23年1月からの実施以降については、その1件のみでございます。

○1番（原田 希君）

その1件、問い合わせが病院のほうからあったですね。そのときに問い合わせを受けてそういうふうに解釈をされているんで、いや、違いますよというのはわかるんですけど、病院のほうもおかしいなというふうなことでかけてこられていると思いますので、その辺、例え

ば、県に聞くとか近隣の自治体に聞いてみるとか、そういう考えとかはなかったんでしょうか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

これがわかりましたのが、先ほど言ったように11月以降、こういうふうなことがわかりまして、それ以前の部分で先ほど補助対象、補助対象外という部分で国の基金事業のQ&Aということで、こういうふうな接種事業のQ&Aがあるんですけれども、その中で、自己都合の場合は対象外というような、こういう明記があったもので、その部分でこの解釈で自己都合と。その理由を聞かれて自己都合ということであったので、対象外ということになりました。これが、もし疾患等でやむを得ない場合というのがあれば、これは補助対象になりますけれども、本人さんの都合でこの年齢から外れたということで、有料ということで、その時点では、その病院の問い合わせに対しては回答をしておりました。

以上です。

○議長（大川隆城君）

いいですか。

それでは次に、今後の対策について、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（岡 義行君）

先ほど5名の接種されていない方につきまして、先ほど言ったように1名の方につきましては自己負担されておるんですけれども、この方につきましては、連絡をいたしまして医療機関より返金をしてもらい、その医療機関が国保連合会を通じて町で負担するようにしております。残りの4名で、まず2名の方、そのうちの2名の方につきましては、ことしの1月に無料で接種をされております。あと2名の方につきましては、1名の方につきましては体調が不良ということで、まだ接種はされておられません。もう1名の方については忘れていたということでまだ接種はされておられませんので、この方につきましてはまだ無料で接種ができるということで説明をし、接種勧奨をいたしております。

なお、今後の対策としましては、こういうふうなあやふやといいますか、わからないような表現があるときには、基本的にはこっちの東部地区の管内の担当者間の相互確認はあるんですけれども、県なりに問い合わせをし、再度確認をやってまいりたいと思っております。

以上です。

○1番（原田 希君）

私もインターネット等で要領とかいろいろ見させてもらったんですが、ちょっと表現とか文言とかが非常にわからない。皆さんは行政に携わられていますので、専門家ということで、そういったことがわからないとかということであってはいけないというふうに思っておりますし、また、個人の方でそういったことを調べたいと、インターネットも普及していますので、自分で対象とか調べるができると思うんですが、私のように読んでもよくわからな

いという場合は当然、自分が住んでいる町の担当課に対して、これどういうことですかというようなことになろうかというふうに思いますので、皆さん専門家としてしっかりと自覚を持っていただいて、そういったことが今後ないように努めていただきたいというふうに思いますし、何ですか、要領とか紙の上での話なんですけど、実際このワクチンとかいう話になってくると、極端な話、命にかかわるような話でもあるというふうに思っています。ですから、その辺は、それ以外でもやっぱり注意してみていただきたいというふうに思いますけど、特に気をつけていただきたいなというふうに思っています。

午前中の質問の中でも午後からの質問の中でも上峰町は若い町だというような話もありましたし、町長の答弁の中でも人口増のためには、これからそういった子育て、福祉には力を入れていかなければならないということを常々言われておりますし、総合計画の中にもこれからはソフト事業、そういった子育て福祉の延伸・拡充ということをうたわれているというふうに思っていますので、そういった意味においてもですね、上峰町は若い町だということを町長常々言われておられます。ファミリー世帯、子育て世代に住みたい町ナンバーワンの町だと、これは非常にうれしいことだというふうに思っておりますので、こういうことがないように努めていただきたいというふうに思っておりますので、最後、町長のほうから一言お願いします。

○町長（武廣勇平君）

1 番原田希議員の質疑でございます。

今、担当の課長のほうから御説明がございました。私も今の答弁を聞く限りですね、もちろん市町の対応というのに問題があったというふうには思います。そこで問い合わせをしっかり県に確認を求めるといえることが必要であったかと思っておりますが、この追加接種12から15カ月齢での間に完了と明記され、この表現だとQ&Aを読む場合は、当然この特別な事項を記され——何といいますか、標準的な接種方法が外れた場合を包含するように読むのが自然であろうと思いますし、国の実施要領の書き方にも一部問題があったと思いますが、私どもの市町からしっかりいろいろ、住民の皆様がいろんなところからの情報をもとにした意見を即座に伝える、県に伝え確認する姿勢が問われていると思っておりますので、今後はそういうことがなきよう努めていくことを指導してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（大川隆城君）

いいですか。

それでは、次に進みます。

町の活性化について、まず最初、国際リニアコライダーの県内誘致についてどう考えるかということに対して執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

1 番原田議員の町の活性化についての御質疑でございます。

I L C（国際リニアコライダー）の県内誘致についてどう思うかというお尋ねでございます。

不勉強で私も勉強させていただきましたが、国際リニアコライダーとは、I L Cとは、地中に約30キロのトンネルを通す巨大実験装置ということで、さまざまな物質の根源となっている素粒子の謎を探るため、電子と陽電子を光に近いスピードまで加速して衝突させ、宇宙誕生の瞬間、ビッグバンを再現する、そういう装置であると知りました。安定的に実験を行うには振動がほとんどない直線30キロ超のトンネルが必要で、脊振山地は花崗岩地帯で地盤が固く地震も少ないため、有力候補に挙げられていると報道のとおりでございます。

I L Cがですね、世界の研究者が共同して進める国際プロジェクトの候補地、国内は2カ所ということで脊振山地と岩手県の北上山地、佐賀県は福岡県と連携して脊振山地への誘致を目指しているということでございまして、ほかの国、日本以外の国4カ国も競争をしている状況だということでも聞き及ぶところです。佐賀、福岡両県は岩手県よりも早く2007年から研究会を立ち上げていると。また、最近沖縄、山口全県を新たに会員に加えて体制を強化しているということです。

いろんな問題もあるようでございます。I L C誘致となれば財政問題が大きな課題になると。8,000億円と試算される建設費の半分は建設国の負担で、日欧米いずれも財政状況は厳しいということで、莫大な投資に慎重な側面もあるようでございます。

先日、素粒子物理学のグループ約60人が、国内候補地になっています脊振山地を視察したようでありまして、施設は強固な地盤が重要な条件で、研究者たちは、この脊振山地を好適地と、岩盤をハンマーでたたいて確認されたと。脊振山地がヒックス粒子の性質を詳細に調査し、宇宙の起源に迫るとされる候補地の一つになっていることを受けて、古川知事もこれをきっかけにヒックス粒子、またはこの国際リニアコライダーに関する関心が高まることを期待しているということを受け、私はこの県内誘致についてどう思うかということに答えるのであれば、誘致できれば、地域が国際交流都市ということと、また、いろんな学術的な学者の方々が集われる場になるという意味も込めて、交流人口が増加するということは本町の施政方針にも決して相反しなく、むしろこの町の活性化につながるものだと理解しているところでございます。

○1番（原田 希君）

私もまだ何となくぼやっとした感じではあるんですけど、いろんな意味で大きな効果が期待できるんじゃないかという意味で、もっと何か、古川知事、佐賀県としては積極的に進められているようでございますので、例えば、県のほうから各自治体に対して、もっと積極的にかかわってきてくださいよとか、あるいはこちらのほうから何かお手伝いできませんとか、何かそういった動きというのはないんでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

1 番原田議員の再度のお尋ねでございますが、この I L C の県内誘致に対する体制の強化という意味で、佐賀県は、先ほど申しました福岡県、沖縄県、山口県を新たに会員に加え体制を強化し、県内においてもいろんな自治体に今後呼びかけていくということ、また、あわせて、商工会議所だったと思いますが、商工会議所を中心に広域的な誘致を促進する体制をつくられるというふうに聞き及んでおります。

また、県内にもう 1 団体、商工会議所以外の経済団体にも呼びかけを強めていくということで新聞報道でなされております。自治体に対する、本町に対する直接的な働きかけはこれからになるものと思っておりますが、これは自治体が突出すべきでなく、県と歩調を合わせて、団結して呼びかけることが誘致につながるものだと理解しておりまして、やはりこうしたときは、期成会等でもよく言われますけれども、結束が大切で、全自治体の取り組みを受けて、佐賀県が率先して進めていただけるものと理解しているところです。

以上です。

○1 番（原田 希君）

教育長にお尋ねをしたいと思います。

もし、佐賀県に誘致がされたとすれば、それこそ教育の面で子供たちに対して物すごく、何といいますか、影響があるというふうに思うんですが、こういった研究施設ができた場合、教育長としては教育の面でこういった効果が予想されるというか、期待されるというか、あると思われますか。

○教育長（矢動丸壽之君）

1 番原田議員の質問にお答えいたします。

誘致が脊振山地に可能ででき上がったと、こうした場合のどういう効果が考えられるか。それはジュネーブにある C E R N（シェルン）という施設があるんですけども、もう既に五、六十年も経過していますが、ここがどういうことをしているかといいますと、施設の見学、あるいは展示場をつくったりしておりまして、そういうところに児童・生徒、こういう人たちを招いて勉強させている。それからまた、先ほど町長の話もありましたけれども、学者がたくさん見えるということで交流の場が非常に広がってきているということで、効果は非常に大きいと。それで、これは県庁の新産業・基礎科学課ですね、今この誘致に携わっている担当課でございますけれども、その話として効果は非常に大きいというふうに話を伺いました。

以上です。

○議長（大川隆城君）

いいですか。次の誘致活動の関係ですね。

次に、誘致活動の一つのきっかけとして子供たちが基礎科学を学べるような取り組みがで

きないかという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

○教育長（矢動丸壽之君）

1 番原田議員の誘致活動を一つのきっかけとして子供たちが基礎科学を学べるような取り組みができないかというお尋ねでございます。それにお答えいたします。

私も何かできないものかと考えておりましたところ、先日、22日金曜日の新聞記事でございましたけれども、知事と下村文科大臣との会談の様子が、内容が書いてありましたけれども、知事はサイエンスに興味を持つきっかけになるんじゃないかということで、この誘致の意義を強調されたというふうになされておりました。それで当然、子供たちのことも考えていただいているなというふうに思いまして、私も何らかの形でできないものかと、今、思案中でございます。

ただ、もう一つ、私だけかもしれませんが、ちょっと内容的に難しくて、児童・生徒、中学生レベルまでどこまで踏み込んだ、理解をかみ砕いたお話をしていただけるものか、そういうものについて先ほど申しましたけれども、県庁の新産業の基礎科学課など、こちらで県内での講演なども主催、担当されておられるようですので、そういうところとお話を伺いながら、ま、すぐじゃなくてじっくり、これが何年後に終結を迎えるかわかりませんが、じっくりとその対策を練っていききたいなというふうに考えている。

以上でございます。

○1 番（原田 希君）

内容が難しいということでございましたが、調べてみると、小学生向けのそういった出前の授業とかを無料でやっていただけるような、そういう機関のホームページとかも見つけたので、これはちょっと後から——済みません、きょうは忘れてきましたので、後からお知らせをさせていただきたいというふうに思います。

最近ちょっとどうなのかわからないんですが、少し前、大分前かもわかりませんが、子供たちが理科離れしているというような話を何かで読んだか聞いたかしたような記憶があります。親が科学とか理科に余り興味がないと、それを受け継いで子供たちもどんどん興味がなくなっていく、そういう何か連鎖があるというような、何かを読んだ記憶があるんですが、せつかくこういった夢のある大きな話が今佐賀県で語られているわけですから、その誘致ができるかできないかは置いておいてですね、それをきっかけとして子供たちに宇宙というのはどうやってできているんだとか、何かそういった関心を持てるような、元素がどうのこうのとか、そういう難しいことじゃなくてですね、まずは関心を持たせるようなきっかけ、そういったことを例えば、何ですか、今、土曜開校とかそういった話が出ていますけど、そういうのを土曜日に授業としてやるとか、日曜参観のときに親子で例えば、小学校6年生を対象に、中学生を対象に、そういったことをどこからか講師の方を呼んでいただいて講演をしていただくとか、そういうことだったら余り深く考えなくても実行できるんじゃないか

なというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○教育長（矢動丸壽之君）

ただいまの1番の原田議員の質問に答えさせていただきます。

原田議員が申されたことは、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構という、KEKのお話ではなかろうかと思っております。確かにKEKは、佐賀県の新産業・基礎科学課がつい先月も佐賀のアバンセで講演を主催しております。県内で一昨年からの間で4回ほど開催されていると聞いておりますけれども、その中に確かに原田議員さんが言われたような、宇宙は何からできているんだろうとかというような児童向けの講話なども中には入っているという、いろんなことを伺っております。そういうことも含めまして、小学校、中学校といろいろと時期、あるいは内容ですね、そういうものも検討させていただいて、とにかく取り組めるものについては取り組んでいきたい。確かに議員さんが言われるように、KEKのキャラバンであれば、議員さんが言われるような内容の講演があると伺っておりますので、そういうものも今後、検討させていただきたいと思います。

以上です。

○1番（原田 希君）

前回、教育長の所信ということで質問をさせていただいたときに、教育長が教育とは50年、100年先の夢を語ることだということで言われておりました。ぜひこういった大きな夢を持ってですね、子供たちにもそういった大きな夢を与えるような取り組みをやっていただきたいというふうをお願いをして質問を終わらせていただきます。

○議長（大川隆城君）

以上で1番議員の一般質問が終わりました。

お諮りをいたします。一般質問の途中ではございますが、本日の会議はこれをもって散会したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。それでは、本日の会議はこれをもって散会をいたします。大変お疲れさまでございました。

午後3時57分 散会